

令和5年6月

令和5年度主要事業及び新規事業

経済環境常任委員会

環  
商  
観  
企  
労

境  
工  
光  
働

生  
労  
戦  
業  
委

活  
働  
略  
員

部  
部  
部  
局  
会

# 目

## ●環境生活部

令和5年度予算総括表	1
令和5年度主要事業及び新規事業	
環境政策課	2
水俣病保健課	5
水俣病審査課	6
環境立県推進課	8
環境保全課	12
自然保護課	17
循環社会推進課	21
くらしの安全推進課	23
消費生活課	28
男女参画・協働推進課	30
人権同和政策課	32

## ●商工労働部

令和5年度予算総括表	33
令和5年度主要事業及び新規事業	
商工政策課	34
商工振興金融課	36
労働雇用創生課	39
産業支援課	43
エネルギー政策課	48
企業立地課	50

# 次

## ●観光戦略部

令和5年度予算総括表	58
令和5年度主要事業及び新規事業	
観光国際政策課	59
観光企画課	63
観光振興課	65
販路拡大ビジネス課	67

## ●企業局

令和5年度予算総括表	70
令和5年度主要事業及び新規事業	72

## ●労働委員会

令和5年度予算総括表	77
令和5年度主要事業及び新規事業	78

# 令和5年度当初予算 総括表

## 環境生活部 一般会計

(単位:千円)

課名	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 増減 (A)-(B)	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
環境政策課	2,151,310	2,244,877	-93,567				2,151,310
水俣病保健課	8,927,221	8,849,277	77,944	6,726,869		2,957	2,197,395
水俣病審査課	333,658	323,688	9,970	168,503		1,000	164,155
環境立県推進課	781,577	821,705	-40,128	451		43,320	737,806
環境保全課	767,311	566,807	200,504	357,579		5,436	404,296
自然保護課	627,665	663,801	-36,136	206,164	128,000	31,085	262,416
循環社会推進課	395,734	744,917	-349,183	49,191		75,964	270,579
くらしの安全推進課	259,762	277,608	-17,846	12,408		5,985	241,369
消費生活課	212,386	204,289	8,097	56,704		550	155,132
男女参画・協働推進課	217,024	197,717	19,307	5,433	8,000	5,295	198,296
人権同和政策課	315,649	313,144	2,505	119,271			196,378
一般会計 合計	14,989,297	15,207,830	-218,533	7,702,573	136,000	171,592	6,979,132

## 熊本県のチツソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計

環境政策課	2,625,434	2,734,414	-108,980	429,274	106,000	2,090,160	
<b>総合計</b>	<b>17,614,731</b>	<b>17,942,244</b>	<b>-327,513</b>	<b>8,131,847</b>	<b>242,000</b>	<b>2,261,752</b>	<b>6,979,132</b>

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：環境政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 水俣病問題の解決に向けた対策の推進(チッソ金融支援)	<p><b>1 チッソ(株)に対する金融支援の経緯</b>  チッソ(株)に対する金融支援については、汚染原因者負担の原則(PPP)を堅持しつつ、水俣病患者に対する補償金の支払いに支障がないように配慮し、併せて地域経済・社会の安定に資するため、昭和53年以降、同社に対して県債(患者県債)発行による支援が実施されてきた。  また、平成6年度から5年間の設備県債、平成7年度の政治解決に伴う一時金支払資金に係る金融支援が行われた。  平成9年度以降、自民党水俣問題小委員会及び政府において、金融支援に係る中長期的観点からの検討が進められ、抜本的支援策が平成12年2月8日の閣議で了解された。</p> <p><b>2 抜本的支援策等の概要</b>  チッソ(株)が「チッソ再生計画」の着実な実施により、平成12年度以降、年間53億円を上回る経常利益を確保することとしていること等を踏まえ、国はチッソ(株)が患者県債の発行によらず、経常利益の中から患者の補償金を優先的に支払っていくことを支援するため、患者県債方式を平成12年度下期以降廃止し、既往公的債務について以下の措置を講ずるとされた。  (1) 県は、チッソ(株)が経常利益から患者補償金を支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済を行い得るよう、各年度、所要の支払猶予等を行う。  (2) 国は、県が支払猶予等を行う場合に県債償還に支障をきたさぬよう支払猶予等相当額の8割を一般会計からの補助金により、2割を地方財政措置により手当する。  この地方財政措置については、政府資金引受けによる特別な県債を発行し、元利償還金については地方交付税措置を行う。  なお、チッソ(株)に対する金融支援に関して、万一不測の事態が発生した場合には、従来の閣議決定に基づき、国において「万全の措置」を講ずる旨閣議了解(平成12年2月8日)されている。  また、チッソ(株)は令和3年3月に業績改善計画を公表。県は、同計画期間内(令和3年度～令和6年度)において、平成7年政治解決一時金貸付の支払猶予を行っている。</p>	チッソ(株)に対する貸付けに係る県債償還等特別会計  2,625,434	

熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計  
(令和5年度予算措置額)

(歳出)

(単位：千円)

款	予 算 額	財 源 内 訳			説 明
		国支出金	地方債	その他	
1 チッソ貸付費	536,593	429,274		107,319	患者県債に係る元利償還 元金 485,556 利子 51,037
2 水俣病問題解決支援財団 出資費	276,268			276,268	(財)水俣病問題解決支援財団出資債に係る元利償還 元金 256,223 利子 20,045
3 支援措置費	1,056,109		106,000	950,109	地方財政措置としての特別県債による貸付金 106,000 特別県債に係る元利償還 元金 888,912 利子 61,197
4 一時金支払関係支援費	756,464			756,464	一時金支払支援に係る県債に係る元利償還 元金 681,417 利子 75,047
歳 出 合 計	2,625,434	429,274	106,000	2,090,160	

(参考) チッソの公的債務残高

令和5年3月31日現在 (単位：億円)

	患者県債	へドロ立替債	設備県債	H7一時金県債	H22一時金県債	特別県債	合計
債務残高	588.6	159.2	94.6	105.3	993.2	205.7	2,146.6

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：環境政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
2 「水銀フリー社会」の実現に向けた取組みの推進	<p><b>1 水銀フリー推進事業</b>  平成25年10月に本県（熊本市及び水俣市）で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」において水俣条約が採択され、日本は平成28年2月2日に締結した。  平成29年5月には条約締結国が50か国を超え、同年8月16日に発効した。  県では、水俣条約の意義等の理解促進を図るとともに、水銀フリー社会の実現に向け、国内外に対して①水銀含有廃棄物の適正処理の推進、②水銀フリーに関する情報発信、③水銀専門家の育成支援などの先導的な取組みを実施している。</p> <p>※水銀フリー社会の実現  水銀が含まれる製品を使わないようにし、また、使用済みの製品を適正に廃棄すること等により、最終的に水銀が使われなくなる社会を目指す。</p> <p>(1) 情報発信  県立図書館やくまもと県民交流館等の公共施設において、ポスター等の広報媒体を活用した情報発信を実施する。昨年度作成した啓発動画を活用し、集客施設等の広告媒体と連携したデジタル技術を利用した情報発信を実施する。  また、水俣条約外交会議の開催から10周年となることから、記念するイベントを開催し、熊本県が目指す水銀フリー社会の実現をさらに発信していく。</p> <p>(2) 出前講座  県内の中学生・高校生等を対象とした水銀フリーに関する出前講座を実施する。小学生の時に学んだ水俣病の知識に加え、本県の取組み等を学ぶことで、水銀に関する理解を深め、水銀フリーに向けて実践できる人材の育成を図る。</p> <p>(3) 連携大学院（県立大・国水研）における水銀専門家の育成支援  県立大学と国水研（国立水俣病総合研究センター）の連携大学院において、水銀研究を行う海外からの留学生に対する支援（奨学金の給付）を行う。</p> <p>※連携大学院  国水研研究者に県立大学教員の身分を付与し、県立大学の大学院生や水銀研究留学生が当該研究者の指導のもと、水銀研究を行うもの。平成25年6月に県立大学と国水研が連携協定を締結している。</p>	25,673	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：水俣病保健課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考						
1 医療対策の推進	水俣病被害者の方々の健康上の問題の軽減を図るため、医療費の自己負担分等を給付する。	8,451,353							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水俣病被害者手帳</th> <th>医療手帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根 拠</td> <td>水俣病被害者救済特別措置法</td> <td>平成7年の政治解決</td> </tr> <tr> <td>給付内容 (概要)</td> <td>                     ○医療費、介護費用(医療系サービス)の自己負担分                      ○はり・きゅう施術療養費及び温泉療養費(月額上限7,500円)                      ○療養手当(一時金等該当者のみ)                      ・月額12,900円～17,700円                 </td> <td>                     } 同左                      ○療養手当                      ・月額17,200円～23,500円                 </td> </tr> </tbody> </table>				水俣病被害者手帳	医療手帳	根 拠	水俣病被害者救済特別措置法	平成7年の政治解決
	水俣病被害者手帳	医療手帳							
根 拠	水俣病被害者救済特別措置法	平成7年の政治解決							
給付内容 (概要)	○医療費、介護費用(医療系サービス)の自己負担分 ○はり・きゅう施術療養費及び温泉療養費(月額上限7,500円) ○療養手当(一時金等該当者のみ) ・月額12,900円～17,700円	} 同左 ○療養手当 ・月額17,200円～23,500円							
2 水俣病関連情報の発信及び保健福祉の充実	水俣病に関する情報を広く伝え、偏見・差別の解消等を図るとともに、水俣病患者の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、保健福祉の充実を図る。								
	1 水俣病関連情報発信事業 国内外での水俣病に関する情報発信	6,224							
	2 水俣病関連情報発信支援事業 水俣市等が行う水俣病に関する情報発信の支援	14,855							
	3 胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業 胎児性・小児性患者等の地域での暮らしを支える日常生活の支援及び外出や旅行等社会参加の支援	92,834							
	4 環境・福祉モデル地域づくり推進事業 地元市町や福祉施設等で構成する水俣病被害者等保健福祉ネットワークの運営や、水俣市等による慰霊やもやい直しの取組みへの支援	10,894							

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：水俣病審査課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 水俣病認定審査業務	<p>公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）に基づく水俣病の認定申請者について、疫学調査、認定検診等を実施し、認定審査会での審査のうえ、知事による認定又は棄却の決定を行う。</p> <p><b>1 水俣病認定審査業務の推進</b> 公健法に基づく水俣病の認定申請者について、次のとおり、認定審査業務を進める。</p> <p>(1) 疫学調査・検診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自覚症状、家族状況、魚介類摂取状況等について、県職員による聴き取り調査を実施</li> <li>・ 水俣市立総合医療センター等において県から派遣した医師による検診又は医療機関への委託検診を実施</li> </ul> <p>(2) 審査、認定又は棄却の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定審査会（委員10人、専門委員12人で構成）を開催</li> <li>・ 知事による認定又は棄却の決定</li> </ul> <p>※公健法に基づく現在の認定申請件数：383人（令和5年5月末時点）</p> <p><b>2 水俣病認定申請者治療研究事業</b> 指定地域に5年以上の居住歴があり、申請後1年（一定の症状がある者は6ヶ月）を経過した認定申請者に対して、認定又は棄却の決定があるまでの間、医療費等を支給</p> <p>※対象者数：128人（令和5年5月末現在）</p> <p><b>3 水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業</b> 熊本大学と水俣・芦北地域等の医療機関における水俣病診療ネットワーク構築に要する経費</p>	<p>100,786</p> <p>30,757</p> <p>20,000</p>	



令和5年度主要事業及び新規事業

課名：水俣病審査課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
2 訴訟等対応業務	<p>公健法に基づく棄却の決定に係る行政不服審査（再調査の請求及び審査請求）並びに水俣病に関する訴訟への対応</p> <p>&lt;令和5年5月末現在の状況&gt;</p> <p>①訴訟 7件</p> <p>    国家賠償等請求訴訟 3件</p> <p>    水俣病認定義務付等請求訴訟 4件</p> <p>②行政不服審査 73件</p> <p>    再調査請求 19件</p> <p>    審査請求 54件</p>	26,638	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：環境立県推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 地球温暖化対策の推進	<p>「2050年県内CO2排出実質ゼロ」を目指し、行政、県民、事業者等、県全体で「地球温暖化対策」に取り組む。 また、気候変動の影響による被害を回避・軽減するための「適応策」にも取り組む。</p> <p>1 県民ゼロカーボン行動促進事業 家庭におけるCO2削減に効果的な行動等を促進するための普及啓発等を行う。 (1) ゼロカーボン行動ブックを活用した環境教育等の実施、県民運動の展開  <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新</span> (2) 住まいのゼロカーボン化の推進  <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新</span> (3) 市町村と連携した廃食油回収強化 (4) 気候変動の影響等に関する情報収集、適応策の啓発 (5) 九州各県との連携（九州環境アプリの運用、推進） 等</p> <p>2 球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業 球磨川流域における一定の断熱仕様の住宅リフォーム等に対する補助を行う。 名 称：球磨川流域CO2削減住宅補助金 補助対象：建材費（高断熱窓・ガラス等）の1/3（上限30万円）</p> <p>3 2050くまもとゼロカーボン推進事業 事業活動におけるCO2削減に向けて、事業者の脱炭素化の取組みを後押しするとともに、県が率先して脱炭素化に取り組む。 (1) 県内企業等と連携したCO2削減方策の検討、中小企業への横展開 (2) 令和4年度改正の「事業活動温暖化対策計画書制度」を活用した事業者の省エネ設備等への転換促進 (3) 県南3局（八代、球磨、芦北）への「初期投資ゼロモデル」を活用した再エネ設備導入 (4) 県有施設への再エネ設備導入や設備の電化、県内市町村の脱炭素化の取組みへの支援  <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新</span> (5) 公用車にEVを導入するための充電器設置、今後の本格導入に向けた調査等</p> <p>4 地球温暖化防止活動推進事業 県の地球温暖化防止活動推進センターと連携し、県民、事業者等の取組みを促進する。</p>	<p>17,442</p> <p>35,926</p> <p>23,298</p> <p>3,832</p>	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：環境立県推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
2 地下水の保全	<p>地下水の恵みを将来にわたって県民が享受し、活用していくことができるよう地下水保全対策等を推進する。</p> <p><b>1 新 半導体関連企業の集積に伴う地下水保全対策事業</b>                      熊本都市圏100万人の生活と産業を支える地下水を守るため、地下水かん養及び観測体制の強化、地下水シミュレーションやかん養目標の見直しを実施する。                      (1) 地下水位監視体制の強化                      (2) 半導体関連企業の集積に伴う地下水保全対策の検証                      (3) 地下水許可採取者に係る地下水かん養義務強化に向けた検討</p> <p><b>2 地下水保全条例円滑施行事業</b>                      熊本県地下水保全条例（平成3年4月施行）の円滑かつ適切な運用により、地下水採取者が行う地下水かん養対策や地下水使用合理化対策の取組みを促進する。                      (1) 条例に基づく保全対策の推進                      (2) 水量測定器設置促進</p> <p><b>3 熊本地域地下水保全協働推進事業</b>                      生活用水のほぼ100%を地下水に依存している熊本地域において、豊かで良質な地下水を次世代に引き継ぐため、半導体関連企業の集積を踏まえ、県民・事業者・行政の協働による水田湛水等の地下水保全対策の推進や、公益財団法人くまもと地下水財団（平成24年4月設立）の事業及び運営に対する支援等を行う。</p> <p><b>4 水環境教育推進事業</b>                      熊本の宝である水を次世代に引き継ぐことの大切さを子どもたちに認識してもらうため、水環境教育を推進する。                      (1) 水の学校・水のお話会の実施、水環境アドバイザーの派遣                      (2) 中学生水の作文コンクール</p>	82,524	
		3,723	
		15,187	
		1,642	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：環境立県推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
3 有明海・八代海の再生	<p>有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づき策定した「有明海・八代海等の再生に向けた熊本県計画」や、県議会の「提言」に沿って、国や関係県等とも連携しながら、海域環境の保全・改善及び漁業の振興を全庁的に推進するとともに、有明海・八代海の海域環境に関する正しい理解を促進し、地域における自主的な環境保全活動の活性化を図る。</p> <p><b>1 有明海・八代海再生推進連携事業</b></p> <p>(1) 推進連携・普及啓発事業</p> <p>① 小中学生を対象にした環境出前講座</p> <p>② 市町村と連携した海や川の県下一斉清掃活動</p> <p>③ 有明海・八代海の再生に向けた関係県及び関係省庁との連携・調整</p> <p>(2) 再生推進対策検討事業</p> <p>砂礫の設置場所・方法を検討し、河川上流の砂礫を干潟に設置する底質改善に向けた実証事業を漁協・大学等と連携して実施するとともに、引き続き、上流から干潟への砂供給に向け、国や関係者等と検討を進める。</p>	12,262	
4 環境教育・学習の推進	<p>将来を担う子ども世代を対象に、地球温暖化など様々な環境問題の解決に向けて自ら行動できる環境教育を実施するとともに、子どもへの教育を通じて家庭・地域への環境保全の意識浸透を図る。</p> <p><b>1 環境センター運営事業</b></p> <p>環境学習の拠点施設として、環境情報・環境学習の機会提供や地域における環境保全活動の推進を図る。</p> <p>(1) 教育委員会と連携した「水俣に学ぶ肥後っ子教室」の実施</p> <p>(2) 動く環境教室等による環境学習の支援や各種環境情報の提供</p>	64,651	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：環境立県推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>(4 環境教育・学習の推進)</p>	<p>2 くまもと環境教育の推進</p> <p>(1) 環境出前講座                      県内の小中学校や保育園等に出向き、熊本の環境に関する様々な内容の講義を実施                      &lt;主な内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策（気候変動の影響、ゼロカーボンの取組み等）</li> <li>・有明海・八代海の再生（海洋プラスチックごみ問題等）</li> <li>・地下水保全（熊本の地下水、節水の取組み、水質保全等）</li> </ul> <p>(2) その他の取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ゼロカーボン行動ブック等を活用した環境教育の実施</li> <li>② 環境センター水環境アドバイザーの派遣、中学生水の作文コンクールの実施</li> </ol>	<p>〔※予算は各事業に計上〕</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(予算事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民ゼロカーボン行動促進事業</li> <li>・有明海・八代海再生推進連携事業</li> <li>・水環境教育推進事業</li> <li>・環境センター運営事業</li> </ul> </div>

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：環境保全課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 大気質の保全対策の推進	<p><b>1 事業目的</b> 大気汚染防止法等に基づき、ばい煙や粉じんの規制事務を行うとともに、大気汚染状況の常時監視を行い、緊急時にはスモッグ注意報等を発令するなど、大気環境の保全を図り、県民の健康被害の未然防止に努める。</p> <p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 大気汚染規制事業 ばい煙発生施設、粉じん発生施設、VOC（揮発性有機化合物）対象施設、水銀排出施設の届出指導、立入調査及び基準不適合施設への改善指導を行う。また、必要に応じて排ガスの行政検査を実施する。</p> <p>(2) 大気環境監視事業</p> <p>① 県内35局における光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化硫黄など大気汚染物質の常時監視調査の実施</p> <p>② 県ホームページにおけるリアルタイム観測データの公開</p> <p>③ 緊急時情報について、市町村等関係機関への一斉同時FAX及びメール送信、並びに県民から登録いただいた携帯電話等への一斉メール送信</p> <p>④ 常時監視局がない地域における移動測定車を活用した大気汚染状況調査</p> <p>⑤ PM2.5の成分調査の実施</p> <p>(3) テレメータ管理運営事業 測定機器類の管理運営を行う。</p>	49,680	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：環境保全課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考																																										
2 ダイオキシン類対策の推進	<p><b>1 事業目的</b> 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気、水質等の常時監視及び工場・事業場の排ガス・排水の規制、立入指導等を行うなど、ダイオキシン類による環境汚染防止を図る。</p> <p><b>2 事業概要</b> (1) ダイオキシン類環境監視事業 平成17年度から県下を4ブロックに分割して、毎年度1ブロックを調査。令和5年度は八代・球磨・芦北地域において、大気・公共用水域（水質・底質）・地下水・土壌の環境調査を実施する。 (2) 工場・事業場調査事業 対象施設の届出指導、立入調査及び基準不適合施設への改善指導を行う。 また、必要に応じて排ガスの行政検査を実施する。</p>	2,427																																											
3 アスベスト対策の推進	<p><b>1 事業目的</b> アスベスト問題は、県民の生命・健康に関わる重大な問題であることから、県民の不安への対応及び実態の把握とともに、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づく申請に適切に対応する。 また、平成17年6月以降、アスベストを含む建築物の解体工事等が問題となっていることから、大気中へのアスベスト飛散による県民の健康被害の未然防止を図る。</p> <p><b>2 事業概要</b> (1) 石綿健康被害救済制度、相談対応等 ①相談件数(令和5年3月末現在) 県総数 10件(内保健所 10件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>宇城</th> <th>有明</th> <th>山鹿</th> <th>菊池</th> <th>阿蘇</th> <th>御船</th> <th>八代</th> <th>水俣</th> <th>人吉</th> <th>天草</th> <th>本庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>②救済給付の申請受付件数(令和5年3月末現在) 3件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>宇城</th> <th>有明</th> <th>山鹿</th> <th>菊池</th> <th>阿蘇</th> <th>御船</th> <th>八代</th> <th>水俣</th> <th>人吉</th> <th>天草</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	宇城	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	八代	水俣	人吉	天草	本庁	4	1	0	2	1	0	1	0	0	1	0	宇城	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	八代	水俣	人吉	天草	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	2,735	
宇城	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	八代	水俣	人吉	天草	本庁																																			
4	1	0	2	1	0	1	0	0	1	0																																			
宇城	有明	山鹿	菊池	阿蘇	御船	八代	水俣	人吉	天草																																				
0	0	0	1	0	0	0	1	0	1																																				

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：環境保全課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
(3 アスベスト対策の推進)	(2) 特定粉じん排出等作業監視事業 大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業が行われる際に、作業基準が遵守されているか監視するとともに、アスベストの漏洩が無いか大気中濃度調査を実施する。		
4 水質保全対策の推進	<p>1 事業目的 水質汚濁防止法等に基づき、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を監視するとともに汚染を防止する。また、工場・事業場に立ち入り、排水基準の遵守状況を把握し、排水基準超過の場合は、必要な改善指導を実施する。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 公共用水域水質常時監視事業 公共用水域の水質汚濁の状況を把握するため、水質汚濁防止法に基づく「公共用水域の水質測定計画」により、河川54地点、湖沼1地点、海域51地点の計106地点で水質調査を実施する。</p> <p>(2) 地下水質監視事業 地下水質の汚染の状況を効果的・効率的に把握するため、水質汚濁防止法に基づく「地下水の水質測定計画」により、288井戸の調査を実施する。</p> <p>(3) 水質汚濁規制 工場・事業場の排水基準の遵守状況を把握するため、約260事業場を対象に立入検査を行い、排水基準超過の場合は、必要な改善指導を実施する。</p>	35,187	



令和5年度主要事業及び新規事業

課名：環境保全課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
5 開発における環境配慮の推進	<p><b>1 事業目的</b> 「環境影響評価法」、「熊本県環境影響評価条例」及び「熊本県公共事業等環境配慮システム要綱」の的確な運用により、様々な開発における環境配慮の推進を図る。</p> <p><b>2 事業概要</b> (1) 公共事業環境配慮推進事業 環境影響評価法及び条例の対象とならない比較的小規模な県公共事業について、自主的な環境配慮を行うための手続きを県要綱等により定めたいうえで、事業に係る環境配慮の取組みを積極的に推進する。 (2) 環境影響評価審査費 環境に影響を及ぼす恐れのある大規模開発に際し、事前に事業者が実施する環境影響評価について、住民、関係機関、専門家からの意見を踏まえながら審査を行う。 (3) 流水型ダム環境影響評価審査費 川辺川で計画されている流水型ダムにおいて、事前に国が実施する法と同等の環境影響評価について、住民、関係機関、専門家からの意見を踏まえながら審査を行う。</p>	17,073	
6 水道事業の推進	<p><b>1 事業目的</b> 県水道ビジョン（平成27年3月公表）の基本方針に沿い、水道水の安全の確保（安全）・確実な給水の確保（強靱）・供給体制の持続性の確保（持続）を図る。</p> <p><b>2 事業概要</b> (1) 水道事業基盤強化（広域化）推進 水道事業の将来にわたる安定的な事業運営のため、県水道広域化推進プラン（令和5年3月公表）等に沿って広域連携など基盤強化への取組みを市町村と連携して推進する。 (2) 水道施設整備事業 市町村等が実施する水道施設整備について、国庫補助金の交付事務及び生活基盤施設耐震化等交付金による補助を行う。</p>	306,987	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：環境保全課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
(6 水道事業の推進)	<p>(3) 上水道費 水道法に基づく水道事業の認可及び維持管理の適正化等について水道事業者の指導監督を行うとともに、水道未普及地域における飲用井戸等の衛生確保を図る。</p> <p>(4) 水道広域化施設整備利子補給事業 熊本県八代工業用水の未利用水を上水に転用して水道の用水供給事業を実施している上天草・宇城水道企業団に対して、その企業債償還利子について補助を行う。</p> <p>⑧ (5) 水道ビジョン策定事業 平成26年度に策定した県水道ビジョンが目標年度(令和5年度)を迎えるため、当該ビジョンの評価や検証、取組みの追加等を踏まえ、次期ビジョンを策定する。</p>		

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：自然保護課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>1 自然環境の保全</p>	<p>1 事業目的                      本県の優れた自然環境を県民の貴重な財産として次の世代に引き継ぐため、熊本県自然環境保全条例に基づき保全すべき地域を指定、地域の保全対策を実施する。                      また、「熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例」に基づき、希少野生動植物を指定、保護することにより自然環境や生物多様性の保全に努める。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 自然環境保全対策事業                      自然保護に対する意識向上や普及啓発のため県民を対象とした講座等を行う。また、条例に基づいて指定した自然環境保全地域の保全対策を実施するとともに、野生生物の保全活動について普及啓発を行う。                      ・自然環境学習講座開催による生物多様性の保全や外来生物法等の普及啓発                      ・自然保護関係団体協議会と連携した普及啓発                      ・ふるさと熊本の樹木に関する基礎調査、標識等の改修及び普及啓発                      ・自然環境保全地域等の指定及び指定地域の保全対策の実施                      ・自然ふれあい指導員の設置・指導活動の実施</p> <p>(2) 希少野生動植物保護対策事業                      希少な野生動植物を保護し、県民共通の財産として継承するため、条例に基づき希少野生動植物及び保護区を指定し、併せて保護区における保護管理事業を実施する。                      ・希少野生動植物検討委員会の設置                      ・希少野生動植物、保護区の指定及び保護管理事業の実施                      ・レッドリストの作成</p> <p>(3) 生物多様性普及啓発事業                      令和4年度に策定した生物多様性くまもと戦略について、生物多様性基本法に基づく地域戦略であり、県民生活や事業者、民間団体等の活動における基本的な指針となることから、関係機関や県民に対し、普及啓発を図る。                      ・「生物多様性くまもと戦略2030」及び概要版の発行</p>	<p>3,114</p> <p>7,801</p> <p>1,001</p>	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：自然保護課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
2 自然公園の保護・利用	<p><b>1 事業目的</b> 自然公園（国定公園・県立自然公園）区域内での開発等の行為に対する制限等により、適正な保護に努める。 また、訪問者が快適に利用できるよう、歩道、休憩所、ビジターセンターなどの施設の整備や維持・管理を行う。</p> <p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 自然公園保護事業 ・自然公園法及び県立自然公園条例に基づく開発行為等の許認可及び指導 ・阿蘇くじゅう及び雲仙天草国立公園での清掃活動を行う熊本県自然公園美化清掃協会への助成</p> <p>(2) 自然公園利用事業 県有自然公園施設及び九州自然歩道の清掃管理委託・施設整備・補修等を行うとともに、天草・富岡の各ビジターセンターの指定管理者等への管理委託を行う。</p> <p>(3) 自然公園等施設リニューアル事業 快適で安全な観光、レクリエーション活動を促進するため、県有自然公園施設のリニューアルや修繕等の維持管理を行う。 ・県有自然公園施設の修繕等の維持管理 ・球磨川流域の復旧・復興に向けた、「日本遺産 人吉球磨」等と連携した九州自然歩道の利用者数及び交流人口の増加を目的としたツアーコンテンツの磨き上げや施設整備</p> <p>(4) 国立公園等における国際化・老朽化対策等整備交付金事業 国定公園及び九州自然歩道等で地方公共団体が整備した利用施設の国際化対応の施設整備等を集中的・重点的に推進し、来訪者の受入環境を整備する。</p> <p>(5) 国立公園満喫プロジェクト推進事業 阿蘇くじゅう国立公園及び雲仙天草国立公園において、訪日外国人をはじめとする観光客の誘客を図るため、必要な自然公園施設の整備及び市町村に対する助成等を行う。</p>	<p>1,469</p> <p>49,611</p> <p>14,369</p> <p>66,925</p> <p>264,348</p>	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：自然保護課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>3 野生鳥獣の保護・管理及び狩猟</p>	<p>1 事業目的 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」、「第13次鳥獣保護管理事業計画（令和4～8年度）」、「第二種特定鳥獣管理計画（令和4～8年度）」等により有害鳥獣捕獲等の管理を実施し、農林水産業被害を軽減するとともに、鳥獣保護区等の指定による野生鳥獣の保護を実施する。また、鳥獣保護センターにおける傷病鳥獣の保護や保護についての指導・助言を通し、野生鳥獣の保護思想の普及啓発を促進する。</p> <p>2 事業概要 (1) 鳥獣保護等推進事業 野生鳥獣の保護管理を図るため、鳥獣保護管理員の配置、指導取締、鳥インフルエンザサーベイランス、野生イノシシの豚熱調査を実施する。 (2) 鳥獣保護対策事業費（有害鳥獣捕獲） 野生鳥獣の保護繁殖を図る一方、農林水産業被害を軽減させ、人との共存を図るため、有害鳥獣捕獲、鳥獣保護区等の指定等を実施する。 ※市町村が行うサル有害鳥獣捕獲に係る捕獲奨励金の交付、クリハラリスの捕獲わなの設置・見廻り等に対する補助 補助率は、市町村の実施額の1/2以内で、鳥獣ごとに上限額設定されている。 サルは、11,000円以内/頭で、市町村補助金、鳥獣被害防止総合対策交付金と併せて捕獲報奨金として助成する。 (3) 特定鳥獣適正管理事業 シカについて、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、適正生息頭数へ早期に誘導し、森林被害等の早期軽減を図るため、捕獲補助、人材育成・確保を実施する。 ・捕獲補助：シカの有害鳥獣捕獲を行う市町村に対する補助 ・補助率は、市町村の負担額と同額以下で、かつ上限1,000円/頭 令和4年度当初 1万9千頭分 シカは、市町村補助金、鳥獣被害防止総合対策交付金と併せて捕獲報奨金として助成する。 ・銃猟従事者（経験概ね5年以内）が銃の知識及び技術を早急に習得出来るよう射撃練習等に係る技術向上研修を行うとともに、銃猟現場（舟上含む）における捕獲実践教育研修を実施する。</p>	<p>12,057</p> <p>4,502</p> <p>34,299</p>	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：自然保護課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
(3 野生鳥獣の保護・管理及び狩猟)	<p>(4) 狩猟免許試験・登録事業 狩猟の適正化のため、狩猟免許試験を実施して狩猟免許状を交付するとともに、狩猟免許更新のための講習会や狩猟者登録等を実施する。</p> <p>(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業 第二種特定鳥獣管理計画に基づき、指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）について、適正生息頭数へ早期に誘導し、農林産物への被害軽減を図るため、県が実施主体となって、管理捕獲を実施する。</p> <p>(6) 鳥獣保護センター管理運営事業費 野生鳥獣の保護及び野生の鳥獣に対する保護思想の普及を図るため、傷病鳥獣の受け入れ・治療・給餌・野生にもどすためのリハビリを施し、山野に放鳥又は放獣するまでの業務を委託により実施する。</p>	<p>9,060</p> <p>18,475</p> <p>19,466</p>	
4 外来生物防除対策	<p>1 事業目的 本県の野生動植物の生息・生育を脅かし、県民生活に被害を与える恐れのある特定外来生物の侵入を防止するとともに、既に侵入した特定外来生物の駆除等を実施する。 また、特定外来生物に関する情報の収集発信を行い、注意喚起を促す。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 特定外来生物防除対策事業 特定外来生物であるアライグマの根絶を図るため、関連情報の収集発信、研修会開催、市町村の対策への補助を行い、県内の防除対策を実施する。 ※アライグマの防除のために市町村が行う捕獲ワナの設置、見廻り等に対する補助 ・補助率：市町村が実施する額の1/2以内（1市町村あたり566千円上限）</p> <p>(2) 特定外来生物スバルティナ属防除対策事業 全国でも愛知県、熊本県及び山口県だけに自生するスバルティナ属（和名ヒガタアシ）について、関係者で協議会が設立されており、県が環境省等と連携して防除を行う。</p>	<p>4,656</p> <p>5,000</p>	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：循環社会推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>1 廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用の推進</p>	<p>1 事業目的 循環型社会の形成を目指し、①廃棄物の排出抑制(リデュース)②再使用(リユース)③再生利用(リサイクル)の3Rについて、生産や流通、消費等の各段階において、県民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら一体となった取組みを行う。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) プラスチックごみ対策事業 市町村・関係団体等と連携して、プラスチックごみの削減に取り組む。 ・ 農業、漁業団体と連携したプラスチック資材の流出防止 ・ 商工団体と連携したプラスチック代替製品への切替促進 ・ 河川周辺を中心とした陸域ごみの実態調査 ・ 市町村における分別回収試行等への支援</p> <p>(2) リサイクル製品等利用促進事業 県内で製造されたリサイクル製品を認証するとともに、リサイクルに関する施設整備への支援等を行う。 ・ リサイクル製品等の認証審査、認証された製品の周知等 ・ 産業廃棄物の排出抑制及びリサイクル等を目的とした施設整備への補助</p> <p>(3) バイオマス利活用推進事業 動植物に由来するバイオマス資源の利活用を推進するため、高純度バイオディーゼル燃料(BDF)の利用促進に向けた関係業界への普及啓発及び庁内率先利用に取り組む。</p> <p>(4) ごみゼロ県民運動推進事業 県民・事業者・行政が一体となって、廃棄物の減量化・資源化に取り組む。 ・ 事業者等に対するごみ削減に向けた周知啓発 ・ 食品廃棄物削減の啓発(「九州食べきり協力店」登録)</p>	<p>18,677</p> <p>34,147</p> <p>4,896</p> <p>2,414</p>	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：循環社会推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
2 廃棄物の適正処理の推進	<p>1 事業目的 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の搬出入、保管、廃棄物処理施設の建設・維持管理に対する指導等により廃棄物の適正処理を推進する。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 不法投棄等防止対策事業 産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の発生防止、投棄現場等の早期改善を図る。 不法投棄の未然防止を図るため、廃棄物監視指導員によるパトロール等を実施する。</p> <p>(2) 産業廃棄物事業者育成指導及び支援事業 収集運搬業許可申請及び産業廃棄物管理票に関する事業者への指導・研修等を実施する。</p> <p>(3) 海岸漂着物対策推進事業 国の補助金を活用して、市町村における海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策を支援する。</p> <p>(4) エコアくまもと環境教育推進事業 循環型社会形成へ向け、環境教育や災害廃棄物処理に係る啓発を実施する。</p> <p>⑨ (5) 産業廃棄物税効果検証事業 産業廃棄物税の効果検証を目的として、産業廃棄物の排出量等の調査を行う。</p>	<p>25,618</p> <p>15,288</p> <p>36,225</p> <p>14,235</p> <p>2,603</p>	



令和5年度主要事業及び新規事業

課名：くらしの安全推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 総合的な交通安全対策の推進	<p>第11次熊本県交通安全計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）に基づき、県民に対する交通安全思想の普及啓発や交通事故に伴う損害賠償等に係る相談業務など、交通安全に関する各種施策を推進する。</p> <p><b>1 交通安全推進連盟補助</b>                      熊本県交通安全推進連盟（会長：知事）が行う交通安全運動や県民に対する交通安全思想の普及啓発、高齢者の交通事故防止等に要する経費への補助                      ・春・秋の全国交通安全運動を始めとする各種啓発運動の実施                      ・交通安全リーダーの育成                      ・交通事故防止用反射材用品等の配布と活用促進 等</p>	2,808	
	<p><b>2 交通事故被害者対策費</b>                      交通事故における損害賠償の内容、賠償額の算定基準、示談の仕方、自賠責保険の請求方法等に関する相談業務を行う。</p>	5,035	
	<p><b>3 高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業</b>                      高齢者の安全運転を支援するため、高齢者（65歳以上）が自家用車に設置する後付けの踏み間違い防止装置及びドライブレコーダーの導入に対して助成を行う。</p>	35,963	
	<p><b>4 交通安全特別啓発事業</b>                      「飲酒運転の根絶」及び「自転車の安全利用」について、インターネット、ラジオ等各種メディアを活用し広報啓発を行う。</p>	6,074	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：くらしの安全推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
2 安全安心まちづくりの推進	<p>防犯に関する広報啓発、自主防犯活動団体の育成等を通じて、犯罪の起きにくい安全で安心な地域社会の実現を目指す。また、犯罪被害者等が一日も早く再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に対する支援を推進する。</p> <p>1 犯罪の起きにくい安全安心まちづくり推進事業 警察、行政、学校、事業者、ボランティア、県民等が連携・協働して、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを推進する。</p> <p>(1) 広報・啓発 県民の防犯意識の高揚を図り、安全安心まちづくりの気運を醸成する。</p> <p>(2) 地域防犯リーダーの育成 各地域での自主防犯活動を促進するため、地域防犯リーダーを育成する。</p> <p>(3) 連携の強化 くまもと犯罪の起きにくいまちづくり県民会議の開催等により、行政、県民、事業者等の連携の強化を図る。</p> <p>2 犯罪被害者等支援推進事業 熊本県犯罪被害者等支援条例及び第4次熊本県犯罪被害者等支援に関する取組指針(計画期間：令和3年度～令和7年度)に基づき、犯罪被害者等のための施策を推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る。</p> <p>(1) 広報・啓発 被害者等が必要な情報を得られるよう、また、県民の理解増進のため広報啓発活動を推進する。</p> <p>(2) 関係機関の連携強化、関係職員等の能力向上 犯罪被害者等支援に関係する機関相互の連携強化を図るとともに、支援に携わる職員の意識・能力の向上を図る。</p> <p>(3) ワンストップ支援センター事業 性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ゆあさいどくまもと」の運営委託業務</p> <p>(4) 犯罪被害者等見舞金 犯罪被害の直後から犯罪被害者等に発生する当面の経済的負担を軽減するため、見舞金を支給する。</p>	696	
		35,996	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：くらしの安全推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
(2 安全安心まちづくりの推進)	<p><b>3 再犯防止推進事業</b></p> <p>熊本県再犯防止推進計画（計画期間：令和3年度～令和5年度）に基づき、再犯防止の支援機関を含めた連絡協議会を開催するとともに、広報啓発活動を行う。</p> <p>(1) 再犯防止推進連絡協議会の開催 再犯防止に係る関係機関で構成する再犯防止推進連絡協議会において、次期計画の協議、検討を行う。</p> <p>(2) 講演会の開催 広く県民に対し、再犯防止への理解と周知を図るため、講演会を開催する。</p>	1,317	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：くらしの安全推進課

(単位：千円)

項目	説明	予算額	備考
3 食の安全安心の確保	<p>食品の安全性及び食品に対する安心感（以下「食の安全安心」という。）を確保するため、「熊本県食の安全安心推進条例」等に基づき、各種施策を推進する。</p> <p><b>1 食の安全安心確保対策事業</b>  第5次熊本県食の安全安心推進計画（計画期間：令和3年度～令和6年度）に基づき、県、県民、関係団体等が連携した施策を総合的かつ計画的に推進する。</p> <p>(1) 食の安全安心確保の総合的推進  ・食の安全対策会議の運営  ・危機発生時への対応</p> <p>(2) 食の安全安心確保に係る啓発、情報提供  ・食品検査結果等情報の提供  ・県職員出前講座の実施  ・中学生や高校生など若年層への学習機会の提供  ・リーフレット等の作成・配布</p> <p>(3) 相互理解と連携した取組みの推進  ・食の安全セミナーの開催  ・くまもと食の安全安心県民会議の運営</p> <p>(4) 市町村、九州各県等との連携促進  ・ネットワークによる情報等の交換</p> <p><b>2 食品品質表示指導事業</b>  食品表示法に基づき、事業者の適正な食品表示に向けた監視・指導及び消費者への普及啓発等の取組みを推進する。</p> <p>(1) 食品表示制度の普及啓発  (2) 関係機関と連携した巡回指導、立入調査等の監視・指導の強化  (3) 食品適正表示推進者の設置による取組みの促進  (4) 県産アサリ産地偽装対策事業  ・産地偽装110番によるアサリの産地偽装案件の情報収集や立入検査等を実施</p>	<p>1,165</p> <p>13,190</p>	

令和5年度主要事業及び新規事業

課 名：くらしの安全推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>4 総合的な青少年施策の推進</p>	<p>「熊本県少年保護育成条例」に基づき、青少年の健全育成を支援するための各種施策を推進するとともに、健全な育成を阻害するおそれのある行為や環境から少年を守る。</p> <p>1 グローバルジュニアアドリーム事業          県内の小・中学生を対象に、「夢」講話や台湾への海外派遣及び現地の青少年たちとの交流を通して、グローバル社会に視野を向けた子どもの育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期 日 【事前研修会】令和5年7月17日(月・祝)              【本 研 修】令和5年8月1日(火)～8月5日(土) 4泊5日              【事後研修会】令和5年8月19日(土)</li> <li>・ 人 員 団員 25人(小学6年生～中学3年生)              高校生リーダー 5人</li> <li>・ 場 所 【事前研修会】熊本県庁              【本 研 修】台湾(高雄市・新竹市)              【事後研修会】熊本県庁</li> <li>・ 内 容 知事の「夢」講話、高雄市の青少年たちとの交流会、TSMC関連施設見学など</li> </ul> <p>2 少年保護育成条例実施事業          (1) 熊本県少年保護育成条例を適正に運用し、少年の健全育成を図る。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害な図書等の指定</li> <li>・ 有害環境調査(7～8月及び11月に店舗等への立入調査等を実施)</li> </ul>         (2) インターネット上の有害情報を介した犯罪被害やトラブルから少年を守るため、熊本県少年保護育成条例に基づき、少年が利用する携帯電話等へのフィルタリング普及促進を図る。</p>	<p>8,461</p> <p>660</p>	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：消費生活課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 消費者行政の充実強化	<p>県消費生活センター及び市町村の消費生活相談窓口寄せられる新規相談件数は、ここ数年約15,000件を超えたところで推移している。</p> <p>消費者被害・トラブルは複雑化・多様化し、高齢者からの相談やインターネット通信販売に関する相談が多く寄せられている。</p> <p>このため、「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」に基づき、市町村・関係機関・団体等と連携しながら、消費者被害の未然防止及び早期救済、生活再生の支援等の取組みを総合的かつ計画的に進める。</p> <p>また、令和3年度に策定した「熊本県食品ロス削減推進計画」に基づき、関係機関・団体と連携して、県内の食品ロス削減についての取組みを推進する。</p> <p><b>1 消費者行政推進対策事業</b>            消費者被害の防止・救済・契約の適正化等により消費者保護の推進を図る。            (1) 関係法令に基づく事業者への立入検査等及び不当な取引行為を行う事業者指導等            (2) 熊本県消費生活審議会、熊本県消費者教育推進地域協議会及び熊本県多重債務者対策協議会の設置・運営</p> <p><b>2 消費生活相談・啓発事業</b>            県消費生活センターにおいて消費者からの相談に対する助言・あっせん等を行うとともに、消費者被害情報の提供や啓発を行うことにより消費者被害の未然防止と早期救済を図る。また、市町村に対する助言・指導等を行う。            (1) 消費生活相談員による相談・商品テストの実施等            (2) 消費者トラブル防止のための注意喚起情報発出及び消費生活出前講座の実施等            (3) 市町村からの相談に対する助言・指導等</p>	4,059	
		43,520	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：消費生活課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
(1 消費者行政の充実強化)	<b>3 地方消費者行政推進事業</b> 市町村の消費者行政の体制強化支援及び県消費者行政における広域的・専門的な相談機能の充実・強化を図る。 (1) 県内市町村の消費生活相談員の配置など消費者行政推進事業に対する補助 (2) 相談業務を担う市町村職員及び県内消費生活相談員への研修の実施並びに情報共有 (3) 県高齢者等消費者被害見守りネットワーク連絡協議会を通じた市町村の見守り活動の支援 (4) 専門相談アドバイザー及び臨床心理士の県消費生活センターへの配置、県消費生活相談員の研修派遣 (5) 県消費生活センターに対する専門家からの法律的助言及び消費者被害救済制度の周知・広報	39,518	
	<b>4 消費者自立のための生活再生総合支援事業</b> <b>【コロナ対策分】</b> 多重債務や自然災害、新型コロナウイルス感染症の影響による生活資金不足等の理由により生活再生の支援が必要な県民に対して、生活再生に向けた相談や家計診断、債務整理の支援、債務整理に伴う生活資金貸付等の総合的な支援事業を行う。	15,529	
	<b>5 食品ロス削減推進事業</b> 「熊本県食品ロス削減推進計画」に基づき、消費者の意識改革や発生抑制及び未利用食品の有効活用促進など、県内の食品ロス削減を推進する。	9,652	
2 消費者教育の推進	<b>1 金融関連消費者教育推進事業</b> 熊本県金融広報委員会と連携し、金融に関する消費者教育・啓発の推進を図る。 (1) 金融広報アドバイザーの派遣による出前講座の実施 (2) 学校と連携した高校生等への消費者教育の実施	510	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：男女参画・協働推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 協働の推進	<p><b>1 事業目的</b> 地域の課題やニーズが多様化する中であって、行政だけで対応、解決することは困難であることから、行政やNPO等の様々な主体が相互の自主性・主体性を尊重し、役割分担しながら地域課題の解決を図る協働の取組みを進めるための支援を行う。</p> <p><b>2 事業概要</b> (1) 県民との協働推進事業 特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の認証業務並びに認定・特例認定及び条例個別指定業務を行うとともに、地方創生の担い手として意欲的に活動するNPO法人に運営面で伴走型の支援を行う等、NPO法人の運営等の強化を図る。</p>	12,494	
2 男女共同参画の推進	<p><b>1 事業目的</b> 性別に関わりなく、誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、熊本県男女共同参画推進条例及び第5次熊本県男女共同参画計画に基づき、県民・市町村・事業者等と連携し、総合的かつ計画的に取組みを進める。</p> <p><b>2 事業概要</b> (1) 男女共同参画社会形成促進事業 男女共同参画審議会を開催や年次報告書の作成により課題や県民ニーズを把握し、その意見を施策に反映させ、男女共同参画社会の実現を図る。 (2) 男女共同参画学習促進事業 学校における男女共同参画教育を進めるため、中学生向け、高校生向けの学習資料及び教師用手引書を作成、配布する。 (3) 男女共同参画促進事業 市町村の男女共同参画計画の推進を支援するため研修や会議等を行う。また、男女共同参画に積極的に取り組む事業者を表彰し、県民への周知及び他事業者への波及を図る。 (4) 男女共同参画地域活動推進事業 県内各地域で男女共同参画社会の形成促進に資する活動を行う人材の育成及び活動の支援を行う。</p>	584 1,123 587 988	



令和5年度主要事業及び新規事業

課名：男女参画・協働推進課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
(2 男女共同参画の推進)	<p>(5) 女性総合相談事業 「男女共同参画相談室らいふ」として、様々な悩み、不安等の相談に対して、相談員が助言や情報提供を行い、相談者の問題解決の支援を行う。</p> <p>(6) 男女共同参画政策企画事業 男女共同参画に関する国の動向や最新情報を把握するほか、庁内の推進組織を通じて男女共同参画計画の進捗状況等について把握するとともに、県民に対する啓発を行う。</p> <p>(7) くまもとの女性活躍促進事業 第5次熊本県男女共同参画計画の重点目標に掲げる「あらゆる分野における女性の参画拡大」を加速させるため、企業における女性活躍促進に向けた女性経営参画塾や企業トップセミナーの開催などによる支援を行う。また、働く女性や男性、学生、地域活動の担い手など一堂に会する交流促進のイベント「ヒゴロッカサミット」を開催する。さらに、熊本において様々な分野で活躍する女性を、若年女性が将来像を思い描くための参考となるロールモデルとして動画を作成し、県内外に発信する。</p>	<p>5,704</p> <p>551</p> <p>10,867</p>	
3 くまもと県民交流館における 県民の活動支援	<p>1 事業目的 くまもと県民交流館パレアは、県民の社会貢献活動（NPO・ボランティア協働センター）、男女共同参画社会の形成に関する活動（男女共同参画センター）、生涯学習活動（生涯学習推進センター）、その他県民の自発的で主体的な活動を支援する拠点施設として、それぞれの活動に取り組む方々の支援を行う。</p> <p>2 事業概要 (1) くまもと県民交流館管理運営事業 指定管理者に上記3センターの運営を含めた管理業務を委任することにより、施設の維持・管理を行う。また、パレアが入居する複合ビル（テトリアくまもとビル）の共用部分の管理経費を負担する。</p>	106,772	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：人権同和政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1. 人権施策・啓発の推進	<p>1 事業目的 部落差別(同和問題)をはじめとする様々な人権課題の解決に向けて、人権施策・啓発の推進に取り組む。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 人権施策推進事業 庁内関係各課との連絡調整、また県内の行政機関、議会、学校、企業、民間団体等との連携、さらに有識者等から意見を伺いながら、より実効性のある人権施策を推進する。</p> <p>(2) 人権啓発活動市町村委託事業 国の地方委託事業の活用による、市町村が実施する講演会・研修会などの人権啓発活動を支援する。(法務省人権啓発活動地方委託事業の市町村への再委託)</p> <p>(3) 広報・啓発事業 国の地方委託事業の活用による、講演会や人権フェスティバルの開催、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用した広報・啓発活動等を行う。</p> <p>(4) 研修・人材育成・相談事業 Web講座・研修会の開催や登録講師の派遣を通して、県職員をはじめ地域や企業、各種団体等の人材を育成する。また、人権全般に関する県民からの相談に対応する。</p> <p>(5) 市町村連携支援事業 市町村の人権教育・啓発の取組みに対する支援・情報提供等を行う。</p> <p>(6) 地方改善事業費 市町村が設置・運営する隣保館の施設整備や相談事業、啓発・広報活動、地域交流事業等を支援する。</p> <p>(7) 人権問題連携調整費 行政や関係団体等と連携した啓発活動等を行う。</p>	218,882	

## 令和5年度 当初予算 総括表

商工労働部

(単位:千円)

課 名	本 年 度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	比 較 増 減 (A) - (B)	本年度予算額の財源内訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国庫支出金	地 方 債	そ の 他		
商 工 政 策 課	557,386	306,484	250,902	31,214		97,750	428,422	
商 工 振 興 金 融 課	59,907,731	71,102,690	-11,194,959	156,668		56,687,724	3,063,339	
労 働 雇 用 創 生 課	3,760,016	3,139,914	620,102	1,509,178	1,141,000	94,496	1,015,342	
産 業 支 援 課	2,547,418	1,823,121	724,297	684,760	8,000	256,617	1,598,041	
エ ネ ル ギ ー 政 策 課	271,465	276,812	-5,347	136,335		12,533	122,597	
企 業 立 地 課	9,427,380	5,343,986	4,083,394	12,000	640,000	2,440,900	6,334,480	
商 工 労 働 部 計	76,471,396	81,993,007	-5,521,611	2,530,155	1,789,000	59,590,020	12,562,221	
内 訳	一 般 会 計 計 合	72,036,448	81,009,091	-8,972,643	2,530,155	1,149,000	55,795,072	12,562,221
	特 別 会 計 計 合	4,434,948	983,916	3,451,032		640,000	3,794,948	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：商工政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 U I J ターン就職の促進	<p>1 事業目的 県内産業界における人材確保のため、都市部から本県へのU I J ターン就職を促進する。</p> <p>2 事業概要 (1) 「くまもどではたらく」若者の県内定着促進事業 東京都、大阪府、福岡県及び県内に「熊本県U I J ターン就職支援センター」を設置。そこに配置する相談員により相談対応、情報提供、マッチング支援等に取り組むとともに、求職者が企業の採用試験やインターンシップ等に出向く際の旅費の一部助成を実施。</p> <p>(2) 人材確保強化事業 U I J ターンに係るニーズの掘り起こしのため、県外の求職者向けに県内企業による合同就職説明会等のイベント等を開催。</p>	<p>44,676</p> <p>11,127</p>	
2 若者の県内就職と定着のための奨学金返還サポート	<p>1 事業目的 若者の県内就職と定着の促進のため、県と県内企業が連携し、就職した若者の奨学金返還等を支援する。</p> <p>2 事業概要 (1) ふるさとくまもと創造人材奨学金返還等サポート事業 &lt;登録対象&gt; A 大学・大学院の新卒予定者 B 大学・大学院の既卒者（概ね卒業3年以内） C 県外在住の社会人経験者等（概ね35歳以下）  &lt;補助対象金額等&gt; ① 奨学金支援枠Ⅰ（院卒・6大卒以上）：設定上限 456万円（10人/年） ② 奨学金支援枠Ⅱ（4大卒以上）【利用できる参加企業は、中小企業等に限定】 ：設定上限 院卒456万円、大卒244.8万円（100人/年） ③ 熊（ゆう）ターン応援枠（4大卒以上。県外の社会人経験者の場合は学歴不問） ：赴任費用20万円、研修等費用30万円（110人/年） ※①・②は就職翌年度から10年間にわけて支給。 ※③は就職1年目に赴任費用、就職5年目に研修等費用を支給。</p>	43,706	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：商工政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
3 産業復興エキスポの開催 【令和2年7月豪雨分】	<p>1 事業目的 平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨災害からの創造的復興が着実に進む中で、T S MCの進出を契機とした半導体関連産業の集積に向けた動きが活発化している熊本の現状そして今後の展望を国内外に発信する。</p> <p>2 事業概要 (1) ① 「くまもと産業復興エキスポ（仮称）」開催経費 開催日時：令和6年（2024年）2月28日（水）、29日（木） 両日ともに10時00分～17時00分 開催場所：グランメッセ熊本 実施内容：①企業等の出展、②産業人材の育成・確保を目的とした半導体産業・県内企業と学生との出会いの場の創出、③セミナー・講演、④サブステージでの発表等 出展企業：200社予定 （平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨からの復興状況発信、半導体関連企業等、県内製造業等、台湾企業、UXプロジェクト関連企業、県南フードバレー関連企業等、教育機関） 来場者：来場者目標10,000人 （本県への進出や県内企業等との取引開始・拡大を考えている企業等、台湾の半導体関連企業等、大学・高専・高校等の学生）</p>	49,925	平成28年熊本地震復興基金繰入金

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課 名：商工振興金融課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 令和2年7月豪雨災害に係る被災中小企業者等の施設・設備復旧支援 【令和2年7月豪雨分】	<p>1 事業目的 令和2年7月豪雨で被災した中小企業者等の施設・設備の復旧等を支援し、復旧・復興の促進を図る。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) なりわい再建支援事業 被災中小企業者等の施設、設備の復旧に要する経費の一部を助成する。 ・ 交付決定件数、金額(R4年度末) 519件、約252億円 ・ 支払済件数、金額(R4年度末) 455件、約128億円</p> <p>(2) くまもと型小規模事業者経営発展支援事業 令和2年7月豪雨及び平成28年熊本地震により被災した小規模事業者が、商工会等による伴走型支援や中小企業者事業再建・発展支援事業等の複合的な支援と連動し販路開拓や生産性向上、第二創業等に取り組む経費の一部を助成する。</p>	12,083,575  100,000	令和4年度繰越明許費及び事故繰越費を含む
2 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者等の事業継続支援 【コロナ対策分】	<p>1 事業目的 新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受けている事業者の皆様の痛みを最小化するため、各種支援策により、事業者の事業継続を支援し、地域経済の維持と早期回復を図る。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 中小企業金融総合支援事業（県制度融資） 「新型コロナウイルス経営改善資金」等により事業者の資金繰りを支援する。 ・ 融資枠計：300億円（うちコロナ融資分85億円）</p> <p>(2) 中小企業者事業再生等支援事業 国の経営改善計画策定事業等を活用し、経営改善に向けた計画策定を行う中小企業者の自己負担分の一部を助成する。</p> <p>(3) 中小企業者事業再建・発展支援事業 個々の事業者の経営課題に対して、商工会等と連携した専門家を活用した個者支援の強化（被災地支援を含む）や、専門家による支援やセミナー等により、デジタル化による生産性向上の取組み等を支援する。</p>	54,908,140  17,730  114,717	



## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：商工振興金融課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
4 県内中小企業者等支援に係る 商工団体の体制整備等の取組み	<b>1 事業目的</b> 最前線で事業者支援に当たる商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会等の商工団体の組織運営に係る経費を助成するとともに、県内各地域の商業機能の中核を担う商店街の活動を支援することで、県内中小企業者等の経営力強化及び商店街を中心とした地域経済活動の活性化を図る。		
	<b>2 事業概要</b> (1) 商工会商工会議所・商工会連合会補助 小規模事業者の経営指導等を行う商工会等に対して、人件費、事務費及び事業費を助成する。 ※熊本地震対応等の特任経営指導員配置に係る経費を含む。	2,230,393	
	(2) 組織化指導費補助 中小企業等の組織化及び中小企業組合の指導を行う中小企業団体中央会に対して、人件費、事務費及び事業費を助成する。	131,658	
	(3) 商店街振興組合指導事業費補助 商店街振興組合法に基づき、熊本県商店街振興組合連合会が県下商店街振興組合に対して行う指導や調査、研修事業等に要する経費を助成する。	3,361	



令和5年度主要事業及び新規事業

(単位：千円)

課 名：労働雇用創生課

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 人手不足分野への対応	<p><b>1 事業目的</b>                      県内企業の魅力発信や、若者の県内就職促進に取り組む企業への支援、高校や大学など関係機関と連携した就職支援などを実施し、若者の県内就職を促進する。                      併せて、本県への半導体関連企業の進出による人手不足の加速といった社会情勢の変化に対応するため、「出向・副業・兼業」や企業の採用力向上の推進、また、離職者の雇用・就業機会の創出・提供に取り組む。</p> <p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 熊本を「知る」・「会う」プロジェクト事業                      県内外の若者及び保護者に対し、県内企業の魅力発信や企業説明会の開催など、就職活動を積極的に支援し、若者の県内就職を促進する。</p> <p>(2) 雇用維持・確保支援事業                      出向・副業・兼業を推進するため、県内企業の機運醸成を図るとともに、在籍型出向に係る専門家派遣を行う。また、企業の採用力向上を図るため、人手不足に悩む県内企業に専門家を派遣し、伴走型支援を行う。</p> <p>【コロナ対策分】</p> <p>(3) 地域活性化雇用創造支援事業                      離職を余儀なくされた方の再就職を促進するため、人材派遣会社において就業に必要な研修を実施した後に、人手不足企業に派遣する。</p>	<p>41,100</p> <p>46,327</p> <p>64,976</p>	
2 多様な人材の確保、活躍促進	<p><b>1 事業目的</b>                      多様な人材が活躍できるよう、地域での就業支援体制を構築し、個々の状況に応じた、きめ細かな就労支援を実施する。                      併せて、本県の産業を支える有能な人材を安定的に確保・育成するため、各種の職業訓練（公共職業訓練、離職者訓練、在職者訓練等）を通じた人材育成や、技能検定の実施による技能の振興等に取り組む。</p>		

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：労働雇用創生課

(単位：千円)

項	目	説	明	予 算 額	備 考
		<b>2 事業概要</b>			
		(1) 若者自立支援事業 若年無業者（ニート）等の職業的自立を支援するため、国（熊本労働局）が県内3箇所に設置する「地域若者サポートステーション（サポステ）」と連携して臨床心理士による心理カウンセリング及び各種講座の開催等を、同サポステに委託して実施する。		7,084	
		【コロナ対策分】			
		(2) くまもと型就職氷河期世代活躍促進事業 就職氷河期世代で長期無業状態にある方等の社会的・職業的自立を支援するため、サポステに加え、オンラインを活用した支援体制を構築する。また、企業へ専門家を派遣して業務の切出しを提案し、求職者とのマッチングを行う。		55,478	
		(3) 高齢者雇用推進事業 シルバー人材センター連合会の運営及び派遣事業を支援するとともに、「九州・山口生涯現役社会推進協議会」と連携し、高齢者雇用を促進する取組みを推進する。		8,542	
		(4) 障害者就業・生活支援センター事業 国と連携し、「障害者就業・生活支援センター」を県内6箇所に設置して、障がい者の就業支援、職業訓練の斡旋等とこれに伴う生活面の支援を、国と県が同センターに委託して実施する。		51,242	
		(5) 障がい者職業能力開発事業、委託訓練事業 障がいのある方の就労に向けて、県立高等技術専門校において、施設内訓練（総合実務科）や民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施する。		70,374	
		(6) 外国人材受入支援事業、外国人材活躍促進支援事業 外国人材受入れに関する相談窓口の設置や講習会を実施するとともに、外国人求職者とのマッチング等を行い、外国人材の適正な受入れを推進する。また、県外や海外の外国人材に対して、熊本で働く魅力を発信するコンテンツ（動画、パンフレット）を活用したPR活動を実施する。		22,136	
		(7) 熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業 産業人材育成と確保のため、高等技術専門校の建物再整備及び技能振興センターの整備を実施する。		2,183,402	令和4年度繰越明許費を含む

令和5年度主要事業及び新規事業

(単位：千円)

課名：労働雇用創生課

項目	説明	予算額	備考
	<p>(8) 高等技術専門校管理運営費、実習経費、技術短期大学校管理運営費、技術短期大学校教育対策事業、技術短期大学校学生対策費 新規学卒者（高卒、中卒）を対象として、県立高等技術専門校において有能な中堅技術者を養成する。また、県立技術短期大学校においては本県産業（特に製造業）の高度化、高付加価値化に対応できる高度な技能及び知識を備えた実践技術者を養成する。</p> <p>(9) 離職者訓練事業 県立高等技術専門校において、厚生労働省からの委託を受けて、民間教育訓練機関等を活用した離職者等向けの職業訓練（知識等習得コース、デュアルシステム（企業実習付き訓練）コース、長期高度人材育成コース、eラーニングコース）を実施する。</p> <p>(10) 認定訓練実施事業 中小企業の事業主やその団体等が、自己の雇用する従業員の技能の向上を図るために実施する認定職業訓練への支援を行う。</p>	<p>642,060</p> <p>686,492</p> <p>86,135</p>	<p>令和4年度繰越明許費を含む</p>
3 誰もが働きやすい職場づくり	<p>1 事業目的 企業に対する専門家派遣等、働く人が安心して働き続けられる企業を認定するなど、県内企業の労働環境の向上に取り組む。 併せて、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としたテレワーク等の多様な働き方を推進する。</p> <p>2 事業概要 (1) 熊本県ブライ企業推進事業 従業員がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業を「ブライ企業」として認定し、県内の労働環境や処遇の向上を図る。また、労働環境向上のためのセミナーの開催等を通じ、更なるブライ企業の質の向上を図る。 (2) 働きやすい職場改善促進事業 県内企業等への専門家・アドバイザーの派遣や、事業主、経営者等への説明会、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発の取組み等を実施することで、より働きやすい職場環境の整備を総合的に支援し、県内の労働力の継続的な確保を図る。</p>	<p>6,881</p> <p>912</p>	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：労働雇用創生課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
	<p>【コロナ対策分】</p> <p>(3) テレワーク推進体制強化事業            コワーキングスペース等を活用した体験会等を通じて、県内企業におけるテレワークの普及や多様な働き方を支援する。</p> <p>(4) 労働局との一体的実施事業            熊本労働局が実施している職業紹介・相談業務と、熊本県の「しごと相談・支援センター」が実施している労働相談、キャリアカウンセリング及び生活相談などの就業支援を同一場所で一体的に実施する。</p> <p>(5) ジョブカフェ関連事業、熊本県地域無料就労相談窓口運営事業            若者が職業意識や働く意欲・能力を高め、希望や能力に応じた就職ができるよう、「ジョブカフェくまもと」を設置し、就職支援サービスをワンストップで提供する。            また、広域本部及び地域振興局に設置した地域無料就労相談窓口において、相談対応、キャリアカウンセリング、また利用者向けの求人開拓や事業所とのマッチング等の就職支援を実施する。</p>	6,046	
		21,240	
		69,116	
4 半導体人材の育成強化	<p>1 事業目的            シリコンアイランド九州の復活に向けた半導体関連産業人材の育成・確保のため、技術短期大学校への新学科（半導体技術科）の設置に向けた施設整備等を行う。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) ① 技術短期大学校新学科設置事業            新学科の設置に向けた学生・教員の募集のための周知・広報や、必要な資材整備を実施する。</p> <p>(2) ① 技術短期大学校新学科整備推進事業            新学科設置に向けた実習棟の改修を実施する。</p> <p>(3) ① 熊本県半導体人材育成会議等活動事業            産学官連携による熊本県半導体人材育成会議の開催や小中学生に向けた半導体認知度向上のための取組みを実施する。</p>	18,191	
		18,417	
		9,426	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：産業支援課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 産業成長ビジョンの推進	<p>1 事業目的 令和2年12月に策定した熊本県産業成長ビジョンに基づく施策を推進し、ビジョンに掲げる目指す姿「優れた人材や技術の『X(クロス)』により、次代を切り開く『価値を創造』して、『快適で豊かな県民生活』を実現する熊本」を目指す。</p> <p>2 事業概要 (1) 産業成長ビジョン推進事業 有識者等によるビジョンの進捗状況の評価及び見直し、産学官金の協議会によるビジョンの重点的な取組みの推進、産業振興顧問の助言等による事業創出や取引拡大促進、中小企業等経営強化法に基づく中小企業の経営革新計画の審査・承認及び指導・助言等を実施する。</p>	24,287	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：産業支援課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
2 地場企業の成長支援	<p>1 事業目的 設備投資や人材の獲得・育成、産業支援機関等と連携した支援など、ハード・ソフト両面からの支援により、県内企業の成長を後押しする。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 地場企業立地促進費補助 県内に本社を有する企業等で、県内に事業所等を新設又は増設するために要した投下固定資産額や雇用増等の条件を満たすものに対し、業種、投下固定資産額及び雇用増の規模に応じて、操業開始後に助成を行う。</p> <p>(2) プロフェッショナル人材戦略拠点運営事業 プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、県内中小企業の成長戦略の実現や「攻めの経営」に資する、県内外の優秀なプロフェッショナル人材の獲得を支援する。</p> <p>(3) リーディング企業創出事業 地域経済への波及効果が大きい「リーディング企業」を創出し、県経済の発展を図るため、成長意欲とその可能性の高い県内中小企業を「リーディング育成企業」として認定し、県や産業支援機関、大学等が総合的かつ継続的に支援する。</p> <p>(4) 地域未来投資促進事業 アグリ・バイオ・ヘルスケア等の自然共生型産業分野において、本県の地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対して高い経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引し他の事業者のモデルケースとなりうる先進性の高い取組みに対する助成を行う。併せて、既存のコア技術を活かして新事業を展開する原動力となる人材（社内イノベータ）の育成に取り組む。</p>	<p>241,203</p> <p>54,264</p> <p>67,588</p> <p>65,132</p>	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：産業支援課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>3 DXの推進（IoT・AI・ビッグデータの活用促進）</p>	<p>1 事業目的 各企業のフェーズに応じ、先端技術やデジタル機器等の導入、人材育成、技術指導などの支援を通じて、県内企業の生産性向上についてはDXの実現を図る。</p> <p>2 事業概要 (1) 第4次産業革命推進事業 県内企業におけるIoT・AI等の先端技術導入に向けた計画の策定支援や導入支援チームの派遣、経営者への個別訪問や普及啓発セミナー及びITベンダーとのマッチング相談会の開催、デジタル化に資する機器導入や製品・サービスの開発に係る支援を行う。また、第4次産業革命分野において、地域経済を牽引し、他の事業者のモデルケースとなりうる先進性の高い取組みに対する助成を行う。</p> <p>【コロナ対策分】 (2) 新中小企業DX推進事業補助金 新型コロナウイルス感染症や物価高騰により影響を受けた県内中小企業に対して、生産現場でのデジタル化に必要な機器整備を支援することで、企業の生産性向上とそれによる企業業績の改善を支援する。</p> <p>(3) デジタル実装支援に係るデジタルものづくり中核人材育成事業 県内中小企業における中核技術者（中堅社員、現場リーダー、工場長等）を対象に、ものづくり工程におけるデジタル化に向けたカリキュラムの作成や、技術研修等を実施する。</p> <p>(4) DX導入モデル企業支援事業 先進的なDX技術の導入・運用を目指す県内中小企業（一般製造業、食品製造業、IT関連産業等）からモデル企業を選定し、各企業の生産ラインに適したDX導入支援等を実施する。</p>	<p>72,333</p> <p>100,000</p> <p>8,455</p> <p>9,695</p>	<p>令和4年度繰越明許費</p>

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課 名：産業支援課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
4 UXプロジェクトによる新産業創出及びイノベーション支援	<p>1 事業目的 新たなビジネスにつながる実証実験や交流ができる環境を提供するとともに、産学官金一体となった支援、県内中小企業を中心とする連携体の構築促進などにより、イノベーションが持続的に生まれる好循環（イノベーション・エコシステム）の形成を目指す。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 熊本空港周辺地域における産業振興創出事業 阿蘇くまもと空港周辺地域を拠点に、本県の強みであるライフサイエンス分野を中心とした新たな産業群の創出を目指す「UXプロジェクト」を推進するため、多様な人材や企業等の集積を図るとともに、実証実験等の機会提供やテクノロジーパーク内における交流拠点施設（イノベーションハブ）の整備等を実施する。</p> <p>(2) 次世代ベンチャー創出支援事業 産学官金で構成するコンソーシアムの活動（ベンチャーコンテストを通じたビジネスプラン磨き上げ、地場企業と学生のマッチング会、試作品開発や実証実験を行う事業化可能性調査等）を通して、アグリ・バイオ・ヘルスケア等の自然共生型産業における大学等の研究シーズを発掘し、新たな成長産業の創出に向けた伴走支援を実施する。</p> <p>(3) くまもとオープンイノベーション推進事業 幅広い知見やネットワークを有するコーディネーター及びアドバイザーを配置することで、県内中小企業を中心とした連携体の構築や事業化プラン策定、商品開発・販路開拓等を支援する。</p> <p>(4) くまもとクロス支援事業 県内の中小企業がその他の企業や大学等と連携し、革新的な製品開発、半導体サプライチェーン強靱化を目指して行う技術力強化に係る研究開発等に対する助成を行い、その成果を国の事業等を活用した“より高度な技術開発”に発展させることで、県内におけるオープンイノベーションを強力に推進する。</p>	128,852	
		33,915	
		21,853	
		55,445	



令和5年度主要事業及び新規事業

課名：産業支援課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>5 新生シリコンアイランド九州の実現に向けた半導体産業振興施策の推進</p>	<p>1 事業目的 TSMCの進出を契機に、半導体のみならず、県内産業の更なる振興と県下全域における県経済の成長を実現するため、令和5年3月に策定した「くまもと半導体産業推進ビジョン」に基づく施策を推進し、ビジョンに掲げる目指す姿「半導体インフラを支え、挑戦し続ける熊本」の実現を目指す。</p> <p>2 事業概要 (1) <b>新</b>くまもと半導体産業推進ビジョン推進事業 「くまもと半導体産業推進ビジョン」に基づく施策の進捗状況評価に向けた体制整備を行うとともに、国際連携推進のため、台湾経済団体を通じた企業の交流を促進する。</p> <p>(2) <b>新</b>半導体産学官連携推進事業 県内大学や企業等と連携し、半導体人材の育成や共同研究の強化による国内初の三次元積層実装の量産化を確立し、新たな地域産業や雇用の創出を図る。</p>	<p>2,989</p> <p>695,309</p>	
<p>6 令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランに基づく取組みの推進 【令和2年7月豪雨分】</p>	<p>1 事業目的 令和2年7月豪雨で被災した醸造食品企業における新商品の開発支援に加え、微生物資源の保全によるBCP（事業継続計画）の策定を推進することで、災害に強い醸造食品業界の実現を目指す。</p> <p>2 事業概要 (1) 県南被災地域の食品加工産業への支援事業 球磨焼酎や味噌・醤油の蔵元等における特有の微生物の収集・解析・保存に関する支援を行う。さらに優良株を用いた試験醸造と新商品開発や、保存された微生物の取扱いに関する技術指導及びBCP策定を支援する。</p>	<p>11,773</p>	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課 名：エネルギー政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 熊本県総合エネルギー計画の推進	<p>1 事業目的 「第2次熊本県総合エネルギー計画」(令和2年12月策定)に基づき、再生可能エネルギーの利用促進及び省エネルギーの推進を図る。</p>		
	<p>2 事業概要</p> <p>(1) 地域共生型再エネ導入推進事業 自然環境・景観、防災面に配慮した「地域共生型再エネ施設」の導入推進を図る。 ①陸上風力及び太陽光発電の促進区域設定に関する県基準を策定する。 ②陸上風力については、令和4年度までの基礎調査を踏まえ、八代地域等において、専門家及び自治体による協議会や地域関係者による地域懇談会を設置して、ゾーニング図の精査を行う。 ③太陽光については、令和4年度に作成した市町村用ガイドライン及びゾーニング図を活用して、市町村の促進区域設定に向けた伴走支援を行う。</p>	66,601	
	<p>(2) RE100電力供給・利用促進事業 積極的な再エネの導入により、脱炭素化とともに、県内企業の価値向上につなげる。また、空港周辺地域の先進的なRE100産業エリア創造や企業の再エネ導入の意識醸成を図る。 ①空港周辺地域のRE100産業エリア創造基本構想(令和4年度策定)に基づき、「環境省 脱炭素先行地域」に応募する。 ②県内企業の再エネ導入を促進するため、RE Action取得のためのセミナー、個別相談会及びアドバイザー派遣等を実施する。</p>	3,000	
	<p>(3) 熊本県総合エネルギー計画推進事業 ①小型・自家消費型再エネ施設等普及促進協議会(令和4年度設置)において、住宅向け太陽光発電導入加速化アクションプラン(令和4年度作成)の進捗管理とZEH促進アクションプランを作成する。 ②既設小規模太陽光発電施設の長期安定電源化のための調査や仕組みづくりを行う。</p>	10,171	
<p>(4) メガソーラー等対策事業 再エネ施設における環境・防災への配慮向上を促進するため、再エネ事業者、立地市町村及び県による土砂災害等の防災対策や環境保全等に係る協定締結を推進する。</p>	4,898		

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：エネルギー政策課

(単位：千円)

項目	説明	予算額	備考
	(5) FCV・水素ステーション普及啓発事業 県で設置した水素ステーションの維持管理を行うとともに、FCV（燃料電池自動車）のイベント展示を通して、FCV及び水素STの普及促進を図る。また、九州山口の各県と連携して、FCトラック（燃料電池トラック）の普及を推進する。	4,935	
2 電源施設・石油貯蔵施設立地市町村への補助	<p>1 事業目的 対象市町村に対して交付金を交付することにより、地域振興や地域住民の福祉の向上を図り、水力発電用施設及び石油貯蔵施設の設置の円滑化を図る。</p> <p>2 事業概要 (1) 電源立地地域対策交付金事業 水力発電施設立地市町村（13市町村）に対する交付金 (2) 石油貯蔵施設立地対策等交付金事業 石油貯蔵施設立地市（1市）及び周辺市町村（9市町村）に対する交付金</p>	67,502 16,700	
3 採石業等の指導・育成	<p>1 事業目的 採石場への立入検査・指導、経営者及び業務管理者等への研修を行い、採石事業者の育成を図る。</p> <p>2 事業概要 (1) 採石指導取締 岩石採取計画の認可及び採石場等の立入検査を実施し、災害の未然防止や採石方法の適正化を図る。 (2) 採石指導取締・採石業等育成増進事業 採石場等の巡視・指導体制の充実を図るとともに、経営者及び業務管理者等への研修の実施により、採石業者等の災害発生防止に対する意識及び知識面の向上を図る。また、採石事業者のイメージ向上を図る。</p>	1,651 6,020	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：企業立地課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 企業誘致の推進	<p><b>1 事業目的</b> 国内及び外資等企業誘致、既立地企業のフォローアップ等を通じて、企業誘致を積極的に進め、本県産業の振興及び雇用の場の確保を図る。</p> <p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 企業誘致事業 企業訪問等を通じ、最新情報の収集や本県立地環境の情報発信を行い、本県への企業誘致を図る。また、本県に既に立地している企業を定期的に訪問し、情報収集や事業活動の支援を行い、併せて本県内への更なる投資を促す。</p> <p>(2) 戦略的企業誘致推進事業 企業の投資決定権者等を対象に、東海地域において、企業誘致セミナーを開催する。また、首都圏の本社訪問等を実施し、本県への本社機能の移転を促進する。さらに、医療・介護機器等のライフ・サイエンス関連企業を対象とした産業展示会の場を活用し、計測・分析装置メーカー、医薬品メーカーなどの企業誘致を図るとともに、ジェットロ等関係機関と連携し、グローバル企業の誘致活動を実施する。加えて、既立地企業と県内高校等とのネットワークづくりを実施し、企業の人材の確保を支援する。</p> <p>(3) 企業立地促進資金融資事業 誘致企業に対する優遇措置として、長期かつ低利の融資制度を設け、本県への企業誘致を促す。</p>	<p>35,566</p> <p>6,710</p> <p>225,416</p>	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：企業立地課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考																																																		
2 企業の立地及び増設の促進	<p>1 事業目的 企業の立地及び増設を促進するため、企業の設備投資、雇用増等に対して補助を行う。</p> <p>2 事業概要 (1) 企業立地促進費補助 立地企業が、事業所等の新設又は増設するために要した投下固定資産額と雇用増の条件を満たすものに対し、業種・投資額及び雇用増の規模に応じて操業開始後に補助金を交付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>投下固定資産額等</th> <th>新規雇用者</th> <th>(投下固定資産分)の算定方式</th> <th>限度額 ①+②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">「重点5分野」 ※セミコンダクタ関連、モビリティ関連、新エネルギー関連、食品バイオ関連、IT・コンテンツ関連 ※食品バイオ関連の投下固定資産額等は、3億円以上を1億円以上と読み替える。</td> <td>3億円以上 2.0億円未満</td> <td>5人以上</td> <td>投下固定資産額等 × 3%</td> <td rowspan="4">15億円</td> </tr> <tr> <td>2.0億円以上 4.0億円未満</td> <td>5人以上 50人未満</td> <td>投下固定資産額等 × 3%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4.0億円以上</td> <td>5人以上 50人未満</td> <td>20億 × 3% + (投下固定資産額等 - 20億) × 4%</td> </tr> <tr> <td>50人以上 100人未満</td> <td>20億 × 3% + (投下固定資産額等 - 20億) × 4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">研究開発業</td> <td rowspan="2">5千万円以上</td> <td>3人以上 20人未満</td> <td>投下固定資産額等 × 5%</td> <td rowspan="2">15億円</td> </tr> <tr> <td>20人以上 50人未満 50人以上</td> <td>投下固定資産額等 × 7% 投下固定資産額等 × 10%</td> </tr> <tr> <td>スモールスタート 研究開発業 ※令和6年3月31日までに新たに県内に事業所等を設置して操業が開始されるもの</td> <td>1千万円以上</td> <td>3人以上</td> <td>1 投下固定資産額等 × 10% 2 事業所の年間賃借額 (敷金、権利金その他これらに類する経費を除く)に1/2を乗じて得た額(繰上り4年間) ※ 適用事業所の指定を受けた1事業所当たりの上記2の賃借額は3.0㎡当たり月額1.5万円を上限とし、1年間の補助額は1.6千万円を上限とする。</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>一般製造業 ※日本標準産業分類に掲げる製造業であって、「重点5分野」以外</td> <td>3億円以上</td> <td>5人以上</td> <td>投下固定資産額等 × 2%</td> <td>5億円</td> </tr> <tr> <td>外資系企業 ※外資比率が50%を超える「重点5分野」、研究開発業、一般製造業</td> <td>基準なし</td> <td>基準なし</td> <td>投下固定資産額等 × 5%</td> <td>1.5億円</td> </tr> <tr> <td>大規模投資企業 ※上記区分の全ての業種(新設のみ)</td> <td>200億円以上</td> <td>200人以上</td> <td>投下固定資産額等 × (8~15%) 新規雇用者数300人まで8% 以後100名増加毎に1%加算</td> <td>50億円</td> </tr> <tr> <td>物流施設 ※日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱い業、業、梱包業、卸業及び小売業(自家用倉庫のみ)</td> <td>1億円以上</td> <td>5人以上 港湾運送</td> <td>1 投下固定資産額等 × 3% 2 事業所の年間賃借額 (敷金、権利金その他これらに類する経費を除く)に1/2を乗じて得た額(繰上り1年間) ※ 適用事業所の指定を受けた1事業所当たりの上記2の賃借額は3.3㎡当たり月額3千円を上限とし、1年間の補助額は5千万円を上限とする。</td> <td>1億円</td> </tr> </tbody> </table>	業 種	投下固定資産額等	新規雇用者	(投下固定資産分)の算定方式	限度額 ①+②	「重点5分野」 ※セミコンダクタ関連、モビリティ関連、新エネルギー関連、食品バイオ関連、IT・コンテンツ関連 ※食品バイオ関連の投下固定資産額等は、3億円以上を1億円以上と読み替える。	3億円以上 2.0億円未満	5人以上	投下固定資産額等 × 3%	15億円	2.0億円以上 4.0億円未満	5人以上 50人未満	投下固定資産額等 × 3%	4.0億円以上	5人以上 50人未満	20億 × 3% + (投下固定資産額等 - 20億) × 4%	50人以上 100人未満	20億 × 3% + (投下固定資産額等 - 20億) × 4%	研究開発業	5千万円以上	3人以上 20人未満	投下固定資産額等 × 5%	15億円	20人以上 50人未満 50人以上	投下固定資産額等 × 7% 投下固定資産額等 × 10%	スモールスタート 研究開発業 ※令和6年3月31日までに新たに県内に事業所等を設置して操業が開始されるもの	1千万円以上	3人以上	1 投下固定資産額等 × 10% 2 事業所の年間賃借額 (敷金、権利金その他これらに類する経費を除く)に1/2を乗じて得た額(繰上り4年間) ※ 適用事業所の指定を受けた1事業所当たりの上記2の賃借額は3.0㎡当たり月額1.5万円を上限とし、1年間の補助額は1.6千万円を上限とする。	1億円	一般製造業 ※日本標準産業分類に掲げる製造業であって、「重点5分野」以外	3億円以上	5人以上	投下固定資産額等 × 2%	5億円	外資系企業 ※外資比率が50%を超える「重点5分野」、研究開発業、一般製造業	基準なし	基準なし	投下固定資産額等 × 5%	1.5億円	大規模投資企業 ※上記区分の全ての業種(新設のみ)	200億円以上	200人以上	投下固定資産額等 × (8~15%) 新規雇用者数300人まで8% 以後100名増加毎に1%加算	50億円	物流施設 ※日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱い業、業、梱包業、卸業及び小売業(自家用倉庫のみ)	1億円以上	5人以上 港湾運送	1 投下固定資産額等 × 3% 2 事業所の年間賃借額 (敷金、権利金その他これらに類する経費を除く)に1/2を乗じて得た額(繰上り1年間) ※ 適用事業所の指定を受けた1事業所当たりの上記2の賃借額は3.3㎡当たり月額3千円を上限とし、1年間の補助額は5千万円を上限とする。	1億円	3,845,314	
業 種	投下固定資産額等	新規雇用者	(投下固定資産分)の算定方式	限度額 ①+②																																																	
「重点5分野」 ※セミコンダクタ関連、モビリティ関連、新エネルギー関連、食品バイオ関連、IT・コンテンツ関連 ※食品バイオ関連の投下固定資産額等は、3億円以上を1億円以上と読み替える。	3億円以上 2.0億円未満	5人以上	投下固定資産額等 × 3%	15億円																																																	
	2.0億円以上 4.0億円未満	5人以上 50人未満	投下固定資産額等 × 3%																																																		
	4.0億円以上	5人以上 50人未満	20億 × 3% + (投下固定資産額等 - 20億) × 4%																																																		
		50人以上 100人未満	20億 × 3% + (投下固定資産額等 - 20億) × 4%																																																		
研究開発業	5千万円以上	3人以上 20人未満	投下固定資産額等 × 5%	15億円																																																	
		20人以上 50人未満 50人以上	投下固定資産額等 × 7% 投下固定資産額等 × 10%																																																		
スモールスタート 研究開発業 ※令和6年3月31日までに新たに県内に事業所等を設置して操業が開始されるもの	1千万円以上	3人以上	1 投下固定資産額等 × 10% 2 事業所の年間賃借額 (敷金、権利金その他これらに類する経費を除く)に1/2を乗じて得た額(繰上り4年間) ※ 適用事業所の指定を受けた1事業所当たりの上記2の賃借額は3.0㎡当たり月額1.5万円を上限とし、1年間の補助額は1.6千万円を上限とする。	1億円																																																	
一般製造業 ※日本標準産業分類に掲げる製造業であって、「重点5分野」以外	3億円以上	5人以上	投下固定資産額等 × 2%	5億円																																																	
外資系企業 ※外資比率が50%を超える「重点5分野」、研究開発業、一般製造業	基準なし	基準なし	投下固定資産額等 × 5%	1.5億円																																																	
大規模投資企業 ※上記区分の全ての業種(新設のみ)	200億円以上	200人以上	投下固定資産額等 × (8~15%) 新規雇用者数300人まで8% 以後100名増加毎に1%加算	50億円																																																	
物流施設 ※日本標準産業分類に掲げる道路貨物運送業、倉庫業、貨物運送取扱い業、業、梱包業、卸業及び小売業(自家用倉庫のみ)	1億円以上	5人以上 港湾運送	1 投下固定資産額等 × 3% 2 事業所の年間賃借額 (敷金、権利金その他これらに類する経費を除く)に1/2を乗じて得た額(繰上り1年間) ※ 適用事業所の指定を受けた1事業所当たりの上記2の賃借額は3.3㎡当たり月額3千円を上限とし、1年間の補助額は5千万円を上限とする。	1億円																																																	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：企業立地課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考																					
	<p>&lt;球磨川流域復興枠&gt;                      令和2年豪雨災害で被災した球磨川流域市町村等の創造的復興を強力に後押しするため、球磨川流域市町村等に事業所等を新設・増設する企業の設備投資、雇用増に対して、補助要件を緩和する。                      また、地域資源の活用又は本県の発展・創造的復興に資する先進的な取組みを伴う投資(※)の場合は補助率を最大2倍に嵩上げする。</p> <p>【補助要件等】                      ○対象企業：製造業(球磨川流域市町村等に事業所等を新設、増設する企業)                      ○期 間 等：令和6年3月31日までに熊本県と立地協定の締結を行うこと、又は県が立会人となって市町村との間に立地協定をすること。</p> <table border="1" data-bbox="734 762 1736 1093"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>投下固定資産額等</th> <th>新規雇用者</th> <th>(投下固定資産分)の算定方式</th> <th>(投下固定資産分)の算定方式(※)の要件を満たす場合</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(重点5分野) 半導体関連 モビリティ関連 新エネルギー関連 食品バイオ関連 IT・コンテンツ産業関連</td> <td>5千万円以上20億円未満</td> <td rowspan="3">2人以上</td> <td>投下固定資産額等×3%</td> <td>投下固定資産額等×5%</td> <td rowspan="2">15億円</td> </tr> <tr> <td>一般製造業</td> <td>20億円以上</td> <td>20億×3%+(投下固定資産額等-20億)×4%</td> <td>投下固定資産額等×6%</td> </tr> <tr> <td>一般製造業</td> <td>5千万円以上</td> <td>投下固定資産額等×2%</td> <td>投下固定資産額等×4%</td> <td>5億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※球磨川流域市町村等は、八代市、人吉市、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村</p>	業 種	投下固定資産額等	新規雇用者	(投下固定資産分)の算定方式	(投下固定資産分)の算定方式(※)の要件を満たす場合	限度額	(重点5分野) 半導体関連 モビリティ関連 新エネルギー関連 食品バイオ関連 IT・コンテンツ産業関連	5千万円以上20億円未満	2人以上	投下固定資産額等×3%	投下固定資産額等×5%	15億円	一般製造業	20億円以上	20億×3%+(投下固定資産額等-20億)×4%	投下固定資産額等×6%	一般製造業	5千万円以上	投下固定資産額等×2%	投下固定資産額等×4%	5億円		
業 種	投下固定資産額等	新規雇用者	(投下固定資産分)の算定方式	(投下固定資産分)の算定方式(※)の要件を満たす場合	限度額																			
(重点5分野) 半導体関連 モビリティ関連 新エネルギー関連 食品バイオ関連 IT・コンテンツ産業関連	5千万円以上20億円未満	2人以上	投下固定資産額等×3%	投下固定資産額等×5%	15億円																			
一般製造業	20億円以上		20億×3%+(投下固定資産額等-20億)×4%	投下固定資産額等×6%																				
一般製造業	5千万円以上		投下固定資産額等×2%	投下固定資産額等×4%	5億円																			

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：企業立地課

(単位：千円)

項目	説明	明	予算額	備考																																
	<p>(2) 産業支援サービス業等立地促進費補助                      産業支援サービス等の立地企業が、事業所を新設又は増設するために要した投下固定資産額等と雇用増の条件を満たす者に対し操業開始後に補助金を交付する。                      また、県南地域等への立地を促進するため、補助要件の緩和を行う。</p> <p>【補助要件】                      ○投下固定資産額等：要件なし</p>		219,405																																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>人口減少市町村</th> <th>誘致推進市町村</th> <th>熊本市、合志市 大津町、菊陽町 西原村、嘉島町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助要件</td> <td>県民の新規常用雇用者数</td> <td>5人</td> <td>5人</td> <td>①広域的業務拠点施設 50人 ②産業支援サービス業等施設 10人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">補助対象経費 及び補助額</td> <td>1 投下固定資産及び投下リース資産額の合計</td> <td>1/10</td> <td>1/3</td> <td>1/10 投資額等が10,000千円以上となった場合にのみ補助</td> </tr> <tr> <td>2 事業所の年間賃借額</td> <td>操業から4年間</td> <td></td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>3 事業所の用に供する専用通信回線使用料</td> <td>操業から4年間</td> <td></td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>4 新規雇用者数 (①正社員 ②非正規社員)</td> <td>操業から3年間</td> <td></td> <td>①新規雇用者数×20万円 ②新規雇用者数×10万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">立地協定から操業開始までの期限</td> <td colspan="3">3年</td> </tr> </tbody> </table>			人口減少市町村	誘致推進市町村	熊本市、合志市 大津町、菊陽町 西原村、嘉島町	補助要件	県民の新規常用雇用者数	5人	5人	①広域的業務拠点施設 50人 ②産業支援サービス業等施設 10人	補助対象経費 及び補助額	1 投下固定資産及び投下リース資産額の合計	1/10	1/3	1/10 投資額等が10,000千円以上となった場合にのみ補助	2 事業所の年間賃借額	操業から4年間		1/2	3 事業所の用に供する専用通信回線使用料	操業から4年間		1/2	4 新規雇用者数 (①正社員 ②非正規社員)	操業から3年間		①新規雇用者数×20万円 ②新規雇用者数×10万円	立地協定から操業開始までの期限		3年				
		人口減少市町村	誘致推進市町村	熊本市、合志市 大津町、菊陽町 西原村、嘉島町																																
補助要件	県民の新規常用雇用者数	5人	5人	①広域的業務拠点施設 50人 ②産業支援サービス業等施設 10人																																
補助対象経費 及び補助額	1 投下固定資産及び投下リース資産額の合計	1/10	1/3	1/10 投資額等が10,000千円以上となった場合にのみ補助																																
	2 事業所の年間賃借額	操業から4年間		1/2																																
	3 事業所の用に供する専用通信回線使用料	操業から4年間		1/2																																
	4 新規雇用者数 (①正社員 ②非正規社員)	操業から3年間		①新規雇用者数×20万円 ②新規雇用者数×10万円																																
立地協定から操業開始までの期限		3年																																		

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：企業立地課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
3 世界的半導体企業の進出を契機とした更なる半導体関連産業の集積の推進	1 事業目的 大手半導体関連企業のサプライヤー調査、セミナー開催等を複合的に実施し、本県の強みである半導体関連産業の更なる集積を図る。		
	2 事業概要		
	(1) サプライヤー調査事業 大手半導体関連企業のサプライヤー調査を行い、重点的かつ効率的な企業誘致活動を実施する。	3,000	
	(2) 展示会への出展・企業誘致セミナー（国内） セミコンジャパンへの出展及び大規模セミナー（誘致企業トップや知事の講演会及び交流会）の実施により、広範囲な半導体関連企業への誘致活動を推進する。	12,664	
	(3) 展示会への出展・企業誘致セミナー（台湾） セミコン台湾への出展及び現地での企業誘致セミナー実施により、主に台湾の半導体関連企業への誘致活動を推進する。	12,665	
(4) 台湾企業誘致フォローアップ事業 台湾企業と繋がりを持ち、現地の事情や語学にも通じた日系企業と連携することで、誘致戦略の作成や台湾企業への誘致活動を円滑に推進する。	11,474		



令和5年度主要事業及び新規事業

課名：企業立地課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
4 企業誘致の受け皿確保のための市町村支援	<p>1 事業目的 企業誘致の受け皿を確保するため、市町村が行う施設整備に対して補助を行う。</p> <p>2 事業概要 (1) 市町村施設整備促進事業 市町村が実施するサテライトオフィス等の施設整備等に対して補助を行う。</p> <p>(2) 市町村工業団地整備促進事業 市町村が実施する製造業等の企業誘致の受け皿となる工業団地の整備等に対して補助を行う。</p>	<p>5,000</p> <p>16,250</p>	
5 ポートセールスの推進	<p>1 事業目的 国際コンテナ貨物取扱量の増加及び熊本港、八代港の利便性向上（新規航路開設、増便等）を図るため、荷主企業や船会社へのポートセールスに取り組む。</p> <p>2 事業概要 (1) 戦略的ポートセールス推進事業 物流決定権を有する誘致企業の本社や地元企業等への集中的訪問や接触等を通じ、より多くの荷主企業への働きかけを強化する。 また、熊本県内港における新規航路を開設、若しくは既存航路を延伸・増便する船会社に対しその経費の一部を助成する。</p> <p>(2) 国際コンテナ利用拡大助成事業 九州北部港等へ流出しているコンテナ貨物の熊本港、八代港へのシフトを促し、貨物量を増加させることにより、国際コンテナ航路の利用拡大を図るため、両港を利用する荷主企業へ助成を行う。</p>	<p>44,580</p> <p>138,085</p>	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：企業立地課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
6 県外IT企業・コンテンツ関連企業等とのネットワークの構築	<p>1 事業目的 IT業界に関する知識とネットワークを有する民間のノウハウを最大限活用して県内企業と県外企業とのネットワークを構築することにより、企業が企業を呼び込むサイクルを形成し、企業集積を促進する。</p> <p>2 事業概要 (1) 県外IT企業・コンテンツ関連企業等ネットワーク構築事業 企業の地方分散の動きに応じ、IT・コンテンツ関連企業等の誘致に向けたネットワーク構築等の取組みによる企業集積を促進する。</p>	24,485	
7 企業誘致のための環境整備	<p>1 事業目的 企業の操業に必要な環境を整備するため、菊陽町内の公共下水施設の整備を実施する。</p> <p>2 事業概要 (1) 企業誘致環境整備事業 誘致企業の立地に伴う、菊陽町公共下水道の受託工事に要する経費</p>	126,383	



## 令和5年度 当初予算 総括表

観光戦略部  
一般会計

(単位:千円)

課名	本年度 予算額 (A)	前年度 予算額 (B)	比較 増減 (A)-(B)	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
観光国際政策課	730,191	941,591	-211,400	69,324		282,658	378,209
観光企画課	875,552	714,586	160,966	202,518		76,236	596,798
観光振興課	417,423	505,788	-88,365	45,085		1,056	371,282
販路拡大ビジネス課	772,267	609,440	162,827	254,959	57,000	100,201	360,107
観光戦略部 合計	2,795,433	2,771,405	24,028	571,886	57,000	460,151	1,706,396

令和5年度主要事業及び新規事業

(単位：千円)

課名：観光国際政策課

項 目	説 明	予 算 額	備 考
<p>1 マンガ・アニメの活用による 誘客促進及び地方創生</p>	<p>1 事業目的 県にゆかりのある『ONE PIECE』をはじめとするマンガ・アニメ等コンテンツを活用したプロモーションの実施により、本県への誘客促進や、熊本地震及び令和2年7月豪雨からの被災地復興支援、ひいては地方創生につなげる。</p> <p>2 事業概要 【熊本地震分】 (1) 『ONE PIECE』連携復興応援事業 マンガ『ONE PIECE』と連携し、「麦わらの一味」像を起点とした誘客・周遊促進のためのプロモーションを行うことで、訪問者の増加等を図り、熊本地震の記憶の継承及び被災地の復興支援につなげる。 また、『ONE PIECE』と熊本の伝統文化・芸能等の地域資源を掛け合わせ、新たな世界観を生み出すことで、地域資源の磨き上げを図る。</p> <p>【コロナ対策分】 (2) 「マンガ県くまもと」構想推進事業 本県ゆかりの豊富なマンガ・アニメを活用したプロモーションや情報発信の実施により、本県の国内外からの認知度向上や誘客促進、さらには被災地支援など、県全体の活性化につなげる。</p>	<p>70,550</p> <p>39,160</p>	
<p>2 球磨川流域の課題解決に向けた 取組みの推進 【令和2年7月豪雨分】</p>	<p>1 事業目的 くまもと復興・復興有識者会議から提言のあった「球磨川流域大学」構想を踏まえ、豪雨被災地域が抱える課題や可能性について、地域内外からの知を結集し研究・実践を行うラボを運営し、課題解決を図るとともに、地域活性化・創造的復興につなげる。</p> <p>2 事業概要 ・ Kumaラボ（観光物産分野）先行取組運営事業 豪雨被災地域の賑わい創出や誘客促進に向け、「観光ラボ」及び「コンテンツラボ」を運営し、新たな誘客コンテンツの開発等について研究・実践を行う。</p>	<p>10,000</p>	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：観光国際政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
3 広域的な観光地域づくりの推進 【コロナ対策分】	<p>1 事業目的 熊本地震、新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨のトリプルパンチによる大きなダメージを受けた県内各地において、新しい視点から地域の魅力を磨き上げ、広域的な観光地域づくりを支援することで、交流人口等を拡大させ、地域経済の再生を図る。</p> <p>2 事業概要 ・ 広域的な観光地域づくり支援事業 民間団体の活力を最大限に生かし、コロナ禍を踏まえた広域的な観光地域づくりを持続的に展開できるよう総合的に支援する。</p>	30,000	
4 国際交流等の推進	<p>1 事業目的 本県と姉妹提携関係にある地域や南米の在外県人会などに対して、訪問団の派遣・受入れ、留学生・研修員の受入れなどを行い、国際交流・国際貢献を推進する。 また、若者のアウトバウンドを推進する助成事業を実施し、グローバル人材の育成や各国との交流拡大につなげる。</p> <p>2 事業概要 (1) 姉妹友好交流事業 姉妹友好都市との交流を通じて相互の理解を促進するとともに、民間を含めた幅広い国際交流活動の実現を図り、県民の国際理解を深め、国際感覚の涵養を図る。</p> <p>(2) 令和5年度友好提携周年記念事業 今年、姉妹提携40周年を迎えた韓国忠清南道と、訪問団の派遣・受入れ、青少年スポーツ交流などの記念事業を行う。 また、令和4年度に友好提携40周年を迎えたものの、コロナ禍で実施できなかった中国広西壮族自治区との相互訪問を実施し、周年記念事業を契機とした交流の更なる発展を図る。</p> <p>(3) 若者のアウトバウンド推進事業 学生へのパスポート新規取得助成や、海外への修学旅行に対する助成事業を実施し、多くの若者が貴重な海外経験を得られるよう支援する。</p>	9,328 7,436 1,105	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：観光国際政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
5 多文化共生社会の推進	<p><b>1 事業目的</b>            在住外国人の急増や台湾半導体企業の進出等を踏まえ、地域住民と在住外国人がともに安心して生活できる多文化共生社会の実現のため、県民に向けた多文化共生の意識醸成や関係機関との連携促進を図るとともに、ベースとなる行政サービスを担う市町村の多文化共生の取組みへの支援を行う。</p> <p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 熊本県外国人サポートセンター運営事業（熊本県多文化共生支援事業の小事業）            外国人の方が安心して暮らせるよう、在住外国人や地域住民からの生活全般に係る相談のワンストップ窓口として、多言語に対応した外国人サポートセンターを運営（令和元年度～）。市町村や関係機関と連携して相談に対応するとともに、HPやSNSで生活情報を発信する。</p> <p>【一部コロナ対策分】</p> <p>(2) 地域日本語教育推進事業（熊本県多文化共生支援事業の小事業）            在住外国人と地域住民とのコミュニケーションを深め、生活に密着した日本語を学ぶ交流型の「地域日本語教室」を開設する市町村を支援する。今年度は、新たに在住外国人の方に生活に困らないレベルの日本語能力を身につけてもらうための「初級日本語教室」をオンラインで開催する。</p> <p>【コロナ対策分】</p> <p>(3) 外国人との共生環境整備支援事業（熊本県多文化共生支援事業の小事業）            住民に基礎的行政サービスを提供する市町村において、在住外国人との共生を進める上での課題の把握・共有や、解決策を協議する場としての「外国人受入連絡協議会」の設立を促進するために、設立・運営を支援するアドバイザーの派遣及び同協議会設置市町村が実施する多文化共生に向けた取組みへの補助を行う。</p> <p>【令和2年7月豪雨分】</p> <p>(4) 災害時外国人支援体制構築事業            災害発生時に、災害弱者となりがちな在住外国人への支援が行き届くよう、市町村における在住外国人を想定した災害訓練の実施支援等を行う。今年度は新たに、外国人コミュニティ向けに防災意識の向上等を図るための防災視察研修を行う。</p>	<p>14,927</p> <p>9,415</p> <p>6,071</p> <p>2,087</p>	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：観光国際政策課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
	<p>【一部コロナ対策分】</p> <p>(5) ⑨ 駐在外国人等国際交流・多文化共生推進事業 海外企業進出に伴う駐在外国人等の円滑な受入れを促進する交流イベントを実施するとともに民間団体が行う多文化共生のための取組みへの支援を行う。</p>	40,416	令和4年度繰越明許費
<p>6 熊本地震震災ミュージアムの実現に向けた取組み 【熊本地震分】</p>	<p>1 事業目的 平成28年熊本地震の記憶や経験、教訓等を確実に後世に伝承するとともに、教育旅行など本県観光の振興等に資するため、回廊型フィールドミュージアムの実現に向けた取組みを推進する。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 熊本地震震災ミュージアム具体化推進事業 熊本地震関連の情報発信、熊本地震震災ミュージアム中核拠点（旧東海大学阿蘇キャンパス）の管理運営（震災遺構の管理委託（6月まで）及び中核拠点施設の指定管理（7月から））及び熊本地震の語り部の養成研修等を行う。</p> <p>(2) 熊本地震震災ミュージアム中核拠点整備事業 熊本地震震災ミュージアム中核拠点（旧東海大学阿蘇キャンパス）体験・展示施設の整備及び施設敷地内建屋の解体を行う。</p>	<p>86,574</p> <p>336,777</p>	<p>令和4年度繰越明許費を含む</p>



令和5年度主要事業及び新規事業

課名：観光企画課

(単位：千円)

項目	説明	予算額	備考
1 スマートツーリズムの推進 【コロナ対策分】	<p>1 事業目的 新しい観光スタイルの実現に向けて、観光MaaSの検討実証や、周遊・滞在促進のための観光地域づくり、SNS等を活用して誘客促進等を行うデジタルマーケティングなど、スマートツーリズムを推進する。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) スマート観光交通体系構築推進事業 観光における二次交通の課題克服と周遊促進による観光消費の増加に向け、関係市町村と連携し、観光MaaSの検討実証等を行う。</p> <p>(2) 域内周遊・滞在促進のための観光地域づくり事業 (1)の事業と併せ、観光周遊促進を図るための面的観光地域の形成を支援する。</p> <p>(3) デジタルマーケティング事業 観光客の誘客促進や観光施策の立案につなげるため、旅行者の趣向に合わせた情報発信及び効果測定等を行う。</p>	<p>43,000</p> <p>30,000</p> <p>56,680</p>	
2 豪雨被災地の観光復興支援 【令和2年7月豪雨分】	<p>1 事業目的 令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた地域の観光復興に向けて、地域に寄り添った支援を行う。</p> <p>2 事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域の更なる魅力創造事業 復興途上の中で物価高騰に直面する令和2年7月豪雨被災地の観光客受入環境整備や実効性の高いプロモーション等の支援を行う。</li> </ul>	60,000	令和4年度繰越明許費

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：観光企画課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
3 観光産業の基幹産業化の推進	<p>1 事業目的 観光地としての体制整備に取り組むとともに、県内各地域の地域資源を活用した持続可能な観光地域の形成に取り組むことにより、雇用・経済の活性化にとって重要となる、観光産業の基幹産業化の推進を図る。</p> <p>2 事業概要 (1) 〇熊本県の温泉街リブランディング事業 投資が停滞し、旅行者が減少している観光地の面的な再生を図るため、モデル地域においてブランディングの専門家等とともに伴走支援を行い、温泉街再生基本構想を作成する。</p> <p>(2) 〇宿泊事業者燃料高騰等対策支援事業 物価高騰に直面する宿泊事業者が行う、コスト削減に資する省エネ・省力化につながる設備やシステム等の導入に係る経費への支援を行う。</p>	<p>10,000</p> <p>920,000</p>	令和4年度繰越明許費
4 国際スポーツ大会開催によるスポーツツーリズムの推進	<p>1 事業目的 2019年の大規模国際スポーツ大会のレガシーを引き継ぎ、スポーツによる交流人口の拡大や地域活性化を図るため、国際バドミントン大会 (Super500)、ラグビー日本代表国際試合、ツール・ド・九州の開催に向け官民一体となって取り組む。</p> <p>2 事業概要 (1) 国際バドミントン大会誘致促進事業 国際バドミントン大会 (Super500) の開催を通じて、スポーツによる交流人口の拡大を図る。</p> <p>(2) ツール・ド・九州受入環境整備事業 2023年の国際サイクルレース「ツール・ド・九州2023」の開催及びイベント等を通じた機運醸成を行う。</p> <p>(3) 〇ラグビー日本代表国際テストマッチ招致事業 ラグビー日本代表国際試合の開催に向け、熊本市と連携して観客の輸送や芝生の設置等を行う。</p>	<p>102,000</p> <p>124,048</p> <p>19,255</p>	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：観光振興課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 国内からの誘客の推進 【コロナ対策分】	<p><b>1 事業目的</b> 新型コロナウイルス感染症及び令和2年7月豪雨災害の影響により落ち込んだ観光産業の回復を図るため、旅行需要喚起策を切れ目なく実施する。また、他県との競争力を高めるため、需要喚起策と連動した県内の周遊性を向上させる事業を実施するとともに、本県を訪れる観光客のリピーター化を促進する。さらに、新型コロナの影響等に伴う社会の変容により、新たに生じた企業や個人のニーズに対応するため、ワーケーション等の推進に取り組む。</p> <p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 「くまもと再発見の旅」(追加分) 全国を対象に、県内宿泊・日帰り旅行の助成及び地域限定クーポン券の配布を行う。平日に助成額を高く設定し、分散化を図る。</p> <p>(2) 旅するくまモンサポート事業 新型コロナの影響で落ち込んだ観光産業の回復を図るため、本県を訪れた旅行者に安心してお得に県内を周遊できるLINEを活用したデジタルクーポンを付与し、県内周遊を促進する。</p> <p>(3) 豪雨被災地域観光復興応援事業 豪雨被災地域の宿泊施設の支援及び被災地域の活性化を図ることを目的に、被災地域への宿泊旅行のほか、交通付き又は着地型体験付きの宿泊旅行商品の助成等を実施し、被災地域の観光復興の後押しを図る。</p> <p>(4) 教育旅行誘致推進事業 熊本地震前の水準まで回復した教育旅行宿泊需要の確保・創出を図るため、宿泊費又はバス費の助成等を行うとともに、SDGsをはじめとしたニーズの高い教育旅行プログラム(素材)を強化し、魅力向上を図る。</p> <p>(5) 新たな旅のスタイル促進事業 ポストコロナにおける「新たな旅のスタイル」に対応したワーケーションの推進により、旅行需要を創出し、交流・関係人口の拡大を図る。</p>	<p>299,192</p> <p>123,000</p> <p>512,000</p> <p>33,115</p> <p>23,481</p>	<p>令和4年度 繰越明許費</p> <p>令和4年度 繰越明許費</p> <p>令和4年度 繰越明許費</p>

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：観光振興課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
2 海外からの誘客の推進	<p>1 事業目的 インバウンドの本格再開を踏まえ、インバウンド需要の早期回復及び、その後の安定的な需要の維持・拡大を図るため、熊本への旅行商品の造成等を促進する。</p> <p>2 事業概要 (1) インバウンド誘致推進事業 インバウンドの誘致推進のため、観光セミナーや商談会の開催、旅行博への参加、現地旅行会社の招請、SNSを活用した情報発信等を継続する。</p> <p>(2) 〇台湾インバウンド誘客強化事業 台湾からのインバウンド誘客強化のため、県内宿泊を伴う旅行商品の造成・販売支援や観光レップの配置、教育旅行の受入のための調整・相談窓口の設置を行う。</p> <p>(3) 〇インバウンド地域戦略策定事業 県内各地域のインバウンドニーズを調査するとともに、インバウンド市場の動向を踏まえた専門家による分析を行い、本県独自のインバウンド戦略を策定する。</p>	<p>51,627</p> <p>64,900</p> <p>20,000</p>	令和4年度繰越明許費を含む
3 クルーズ船誘致・受入の推進	<p>1 事業目的 くまモンポート八代をはじめとする県内港湾へのクルーズ船寄港を図るためポートセールスに取り組むとともに、寄港効果を県内各地に波及させるため、クルーズ船寄港地ツアーの造成支援等を実施する。</p> <p>2 事業概要 (1) クルーズ船誘致促進事業 クルーズ船寄港数の増加を目指し、船社のキーパーソン招請や商談会への参加、付加価値の高い寄港・発着クルーズの誘致などのポートセールスを実施する。</p> <p>(2) クルーズ船受入体制強化事業 クルーズ船寄港時のツアーバスの円滑な運用や環境整備、県内観光事業者との調整を行うとともに、クルーズ客の満足度向上のためのおもてなしを行う地元協議会への支援を実施する。</p>	<p>33,238</p> <p>10,800</p>	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：販路拡大ビジネス課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 農林水産物等輸出の推進	<p>1 事業目的 県産農林水産物等の輸出拡大に向け、輸出環境の整備や商談機会の創出、商品等の競争力強化、現地でのプロモーション等に戦略的かつ継続的に取り組む。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 県産農林水産物等輸出推進総合支援事業 輸出に取り組む県内事業者の掘り起こしから輸出に至るまでを総合的に支援する。</p> <p>(2) 海外輸出拡大対策事業 農林水産物等輸出促進のため、現地ニーズに沿った輸出展開や海外プロモーション等を実施する。</p> <p>(3) 〇GFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト事業 大規模な輸出産地の形成を図るため、農業団体等と連携した推進体制を構築し、生産方法の転換や物流改善の取組みを実施する。</p>	<p>85,550</p> <p>31,122</p> <p>100,000</p>	
2 県産品の認知度向上及び販路拡大	<p>1 事業目的 県産品の販路拡大等を目的に活動する物産振興団体に対する催事等の支援や、事業者に対する商品開発等の支援を行い、ポストコロナを見据えた県産品の認知度向上及び販路拡大を図る。</p> <p>2 事業概要</p> <p>(1) 物産振興事業 (一社)熊本県物産振興協会と連携し、熊本県物産館等の運営や県産品振興に係る事業を実施する。</p> <p>【コロナ対策分】</p> <p>(2) e-コマースの強化による雇用創出事業 ECサイトやSNSを活用した県産品情報の発信や県内事業者のIT化への取組みを支援する。</p>	<p>8,765</p> <p>8,000</p>	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

課名：販路拡大ビジネス課

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
	(3) 県産品販路開拓事業 くまもと物産フェアへの支援や企業と連携した県産品の販路開拓を実施する。	4,790	
	(4) マーケット拡大支援事業 県内事業者が行う商品開発や販路開拓等に係る経費を支援する。	3,634	
	(5) 首都圏等県産品販路拡大事業 商談会や都市圏百貨店等でのフェアの開催、首都圏アンテナショップを軸とした県産品の販路拡大のための取組みを実施する。	34,046	
	【コロナ対策分】		
	(6) ⑧くまもと県産品消費喚起緊急支援事業 県物産振興協会が行うSNSを活用した県産品のプロモーション展開や酒造団体が行う県産酒の消費喚起の取組みを支援する。	165,000	令和4年度繰越明許費
	【コロナ対策分】		
	(7) 伝統的工芸品販路開拓支援事業 伝統的工芸品の新商品開発、ECサイトを活用した販路開拓支援及び新たな担い手確保に向けた取組みを実施する。	12,588	
	(8) ⑧伝統工芸館施設改修事業 熊本県伝統工芸館の施設改修に係る設計業務を実施する。	41,734	
	(9) ⑧産業展示場施設改修事業 熊本産業展示場の駐車場の補修工事を実施する。	27,938	

令和5年度主要事業及び新規事業

課名：販路拡大ビジネス課

(単位：千円)

項目	説明	予算額	備考
3 球磨焼酎のトップブランド化の推進 【令和2年7月豪雨分】	<p>1 事業目的 令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランに基づく球磨焼酎の「トップ・オブ・ザ・ワールド戦略」を実現させるため、総合的な取組みを行い、球磨焼酎の世界トップブランドとしての地位を確立する。</p> <p>2 事業概要 ・ 球磨焼酎リブランディング事業 球磨焼酎の歴史や文化等に焦点を絞った魅力発掘・情報発信や、百貨店・飲食店等と連携したフェア開催などの取組みを総合的に実施する。</p>	42,000	

## 令和5年度当初予算 総括表

企業局

(単位:千円)

			本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)
電気事業会計	収益的収支	収入	3,865,856	2,608,340	1,257,516
		支出	2,537,105	2,533,700	3,405
		損益	1,328,751	74,640	1,254,111
	資本的収支	収入	302,554	1,656,554	-1,354,000
		支出	1,685,404	3,252,908	-1,567,504
		差引	-1,382,850	-1,596,354	213,504
			本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)
工業用水道事業会計	収益的収支	収入	1,072,835	1,033,551	39,284
		支出	1,261,460	1,190,143	71,317
		損益	-188,625	-156,592	-32,033
	資本的収支	収入	904,599	1,251,197	-346,598
		支出	906,180	1,269,711	-363,531
		差引	-1,581	-18,514	16,933
			本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)
有料駐車場事業会計	収益的収支	収入	116,030	110,007	6,023
		支出	44,846	55,298	-10,452
		損益	71,184	54,709	16,475
	資本的収支	収入	7,000	0	7,000
		支出	84,013	50,000	34,013
		差引	-77,013	-50,000	-27,013
			本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)
合計	収入総額		6,268,874	6,659,649	-390,775
	支出総額		6,519,008	8,351,760	-1,832,752



(工業用水道事業会計 内訳)

(単位:千円)

			本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較増減 (A-B)
有明工業用水道	収益の収支	収入	706,772	702,549	4,223
		支出	932,043	878,148	53,895
		損益	-225,271	-175,599	-49,672
	資本の収支	収入	702,658	759,643	-56,985
		支出	684,575	828,964	-144,389
		差引	18,083	-69,321	87,404
八代工業用水道	収益の収支	収入	134,079	98,415	35,664
		支出	124,902	115,477	9,425
		損益	9,177	-17,062	26,239
	資本の収支	収入	194,192	483,805	-289,613
		支出	221,605	440,747	-219,142
		差引	-27,413	43,058	-70,471
苓北工業用水道	収益の収支	収入	231,984	232,587	-603
		支出	204,515	196,518	7,997
		損益	27,469	36,069	-8,600
	資本の収支	収入	7,749	7,749	0
		支出	0	0	0
		差引	7,749	7,749	0

## 令和5年度主要事業及び新規事業

## 企業局

項 目	説 明	備 考																		
1 「経営戦略」に基づく取組みの推進	<p>企業局では、経営基本計画に基づき、電気、工業用水道及び有料駐車場事業の3つの公営企業を経営している。現行の第5期経営基本計画は、総務省が策定を要請する「経営戦略」に位置付け、令和2年3月に「企業局経営戦略2020」（計画期間：令和2年度～令和11年度の10年間）として策定した。</p> <p>同戦略では、「全事業の黒字化」、「新規事業に挑戦」及び「地域貢献の充実」の3つの戦略目標を掲げ、アクションプラン（年次計画）に基づき具体的な取組みを推進している。推進に当たっては、経営管理指標（目標値）を活用し、外部有識者で構成する経営評価委員会において意見聴取及び実績評価を実施し、事業運営に反映させるなどPDCAサイクルによる進捗管理を行っている。</p> <p>なお、現行のアクションプランの計画期間が令和5年度までであるため、今年度中に次期アクションプランを作成する。</p> <p><b>【3つの戦略目標と主な取組み】</b></p> <p>(1) 経営基盤・組織を強化し全事業の黒字化</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">電気事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・着手中の水力発電所のリニューアル事業の完了</li> <li>・発電所やダムの適切な維持管理</li> <li>・技術者の安定的な確保と技術力向上、技術継承</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>工業用水道事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンセッション方式による更なる経費の削減</li> <li>・工業団地への進出予定者等に対する支援</li> <li>・関係市町等と連携した水需要の開拓</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>有料駐車場事業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度の継続による安定収入の確保</li> <li>・利用者サービスの向上</li> <li>・施設や設備の適切な維持管理</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>(2) 県政の課題解決に向け新規事業に挑戦</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">電気事業</td> <td>・新規水力発電所の着工に向けた流量調査等の再開</td> </tr> <tr> <td>有料駐車場事業</td> <td>・県営駐車場の新たな用途の検討</td> </tr> <tr> <td>その他の事業</td> <td>・県政の課題解決のための事業化に向けた各種調査の実施</td> </tr> </table> <p>(3) 剰余金の一部を地域貢献として県民へ還元等</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">県政貢献</td> <td>・県施策支援のための一般会計への繰出しと新規事業の企画</td> </tr> <tr> <td>地元貢献</td> <td>・施設所在市町村のニーズに沿った効果的な支援の実施</td> </tr> <tr> <td>認知度向上</td> <td>・広報媒体等を活用した積極的な広報の実施</td> </tr> </table>	電気事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着手中の水力発電所のリニューアル事業の完了</li> <li>・発電所やダムの適切な維持管理</li> <li>・技術者の安定的な確保と技術力向上、技術継承</li> </ul>	工業用水道事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンセッション方式による更なる経費の削減</li> <li>・工業団地への進出予定者等に対する支援</li> <li>・関係市町等と連携した水需要の開拓</li> </ul>	有料駐車場事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度の継続による安定収入の確保</li> <li>・利用者サービスの向上</li> <li>・施設や設備の適切な維持管理</li> </ul>	電気事業	・新規水力発電所の着工に向けた流量調査等の再開	有料駐車場事業	・県営駐車場の新たな用途の検討	その他の事業	・県政の課題解決のための事業化に向けた各種調査の実施	県政貢献	・県施策支援のための一般会計への繰出しと新規事業の企画	地元貢献	・施設所在市町村のニーズに沿った効果的な支援の実施	認知度向上	・広報媒体等を活用した積極的な広報の実施	
電気事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・着手中の水力発電所のリニューアル事業の完了</li> <li>・発電所やダムの適切な維持管理</li> <li>・技術者の安定的な確保と技術力向上、技術継承</li> </ul>																			
工業用水道事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンセッション方式による更なる経費の削減</li> <li>・工業団地への進出予定者等に対する支援</li> <li>・関係市町等と連携した水需要の開拓</li> </ul>																			
有料駐車場事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者制度の継続による安定収入の確保</li> <li>・利用者サービスの向上</li> <li>・施設や設備の適切な維持管理</li> </ul>																			
電気事業	・新規水力発電所の着工に向けた流量調査等の再開																			
有料駐車場事業	・県営駐車場の新たな用途の検討																			
その他の事業	・県政の課題解決のための事業化に向けた各種調査の実施																			
県政貢献	・県施策支援のための一般会計への繰出しと新規事業の企画																			
地元貢献	・施設所在市町村のニーズに沿った効果的な支援の実施																			
認知度向上	・広報媒体等を活用した積極的な広報の実施																			

令和5年度主要事業及び新規事業

企業局

(単位:千円)

項目	説明								予算額	備考	
2 電気事業	1 施設等の状況 <span style="float: right;">R5. 4. 1現在</span>								収益的収支 (収入) 3,865,856 (支出) 2,537,105 (損益) 1,328,751		
	水力発電所区分	市房 第一	市房 第二	緑川 第一	緑川 第二	緑川 第三	笠振	菊鹿			合計
	事業開始年月	S35.3	S35.3	S45.11	S45.4	H13.4	H8.9	H12.4			—
	最大出力(kW)	15,600	2,400	29,000	6,400	540	1,100	560			55,600
	ダム名	※市房ダム	幸野ダム	※緑川ダム	船津ダム		—	—			
※市房ダム：熊本県土木部管理、緑川ダム：国土交通省管理											
	2 経営状況等								資本的収支 (収入) 302,554 (支出) 1,685,404 (差引) -1,382,850		
	(1) 緑川発電所のリニューアル工事が令和4年度に完了し、発電を再開している。発電再開後は、固定価格買取制度(FIT)への移行に伴い売電価格が上昇するため、令和2年度にリニューアルが完了している市房発電所と合わせ、年間十数億円程度の黒字を見込んでいる。										
	(2) FITが終了した菊鹿発電所(令和2年12月)及び緑川第三発電所(令和3年12月)並びにFIT適用外の笠振発電所については、九州電力と2年ごとに供給契約の改定を行っており、令和4年度及び5年度の売電単価は9.67円/kWh(前期と同額)である。										
	(3) 再生可能エネルギーの導入促進に向けて実施している小水力発電の開発可能性調査において、開発候補地の絞り込み等を行っていく。										
	(4) 県政貢献策として、令和3年度から、事業利益の一部を一般会計に繰り出している。(R5年度:5億円)										
	(5) 地元貢献策として、令和5年度から、リニューアル事業を実施した4発電所の所在町村(美里町、湯前町、水上村)に対する交付金制度を創設。また、企業局事業の理解促進を図るため、発電所が所在する全市町村(上記3町村及び山鹿市)に対して、市町村等が実施する催事への協賛を行う。										
	(6) 令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興のため、八代市坂本町所在の企業局未利用地(3か所)を八代市へ無償譲渡の予定。										
	3 主な工事等										
	・発電所及びダム等照明器具LED化工事 <span style="float: right;">事業費 37,126千円</span>										

## 令和5年度主要事業及び新規事業

企業局

(単位：千円)

項目	説明	明	予 算 額	備 考	
3 工業用水道事業	1 施設等の状況				
			R5.4.1現在		
		区 分	有明工業用水道 八代工業用水道 苓北工業用水道 計		
		給水開始年月	S50.6 S52.4 H5.8	—	
		基本使用水量料金 (円/㎡)	50 35 50	—	
		給水能力 (㎡/日)	33,860 27,300 7,200	68,360	
		契約及び給水状況			
		契約企業数 (社)	13 24 2	39	
		契約水量 (㎡/日)	14,767 10,362 7,060	32,189	
		契約率 (%)	43.6 38.0 98.1	47.1	
	2 経営状況等				
	(1) 有明工業用水道及び八代工業用水道については、令和3年度からコンセッション（公共施設等運営権）方式を導入するなど経費節減に努めているところであるが、多量の未利用水を抱え、また、ダム使用权に係る減価償却費等の関連経費の負担が大きいことから、赤字が継続している状況。 引き続き、運営事業者と連携し、工業用水の安定供給を図るとともに、需要拡大に努めている。 なお、八代工業用水道については、木質バイオマス発電施設に給水開始（3,480㎡/日）予定。				
	(2) 苓北工業用水道事業は、九州電力苓北火力発電所への供給により毎年度一定の利益を上げ、平成25年度末には建設時の企業債償還が完了しており、経営は安定している。 地元貢献策として令和2年度から地元の催事への協賛等を実施。				
	3 主な工事等				
	・有明・八代工業用水道主要設備更新工事（コンセッション運営権者施工） 遠方監視制御装置更新等（有明、八代共通）、中央監視操作盤更新（八代） 事業費 297,116千円（うち県負担額44,381千円）				
			収益的収支 (収入) 1,072,835 (支出) 1,261,460 (損益) -188,625		
			資本的収支 (収入) 904,599 (支出) 906,180 (差引) -1,581		

令和5年度主要事業及び新規事業

企業局

(単位:千円)

項目	説明			予算額	備考	
4 有料駐車場事業	1 施設等の状況 <span style="float: right;">R5. 4. 1現在</span>					
		県営有料駐車場	県営第二有料駐車場			
	所在地	熊本市中央区 安政町3-9	熊本市中央区 新屋敷2-4-7	熊本市中央区 新屋敷3-9-10	収益的収支 (収入) 116,030	
	供用開始年月	S55.3	H3.2	H3.2	(支出) 44,846	
	建物構造	鉄骨構造6階7層	(平面駐車)	(平面駐車)	(損益) 71,184	
	延べ面積(m <sup>2</sup> )	8,522.98	501.15	430.67		
	収容台数(台)	298	21	16		
	2 経営状況等				資本的収支	
	(1) 平成28年度から利用料金制による指定管理者制度に移行し、企業局は指定管理者から納付金を収受し、安定した収入を得ている。また、指定管理者の提案により、自動精算機の導入やEV充電器の設置等、利用者サービスの向上を図っている。令和3年度から2期目の指定管理に入っており、5年間の管理運営を行うこととなっている。				(収入) 7,000	
	(2) 指定管理者制度移行後の県営駐車場の利用台数は、平成29年度以降、年間20万台を超えていたが、令和2年度以降はコロナ禍の影響もあり15万台で推移しており、令和3年度は協定書に基づき指定管理者と協議の上、納付金を一部減額した。なお、令和4年度は年間18万台と回復傾向にある。				(支出) 84,013	
(3) 県政貢献策として、令和元年度から、事業利益の一部を一般会計に繰り出している。(R5年度:5千万円)				(差引) -77,013		
3 主な工事						
・ 県営有料駐車場管制装置改修工事			事業費 34,870千円			

## 令和5年度主要事業及び新規事業

(単位：千円)

企業局				予 算 額	備 考
項 目	説 明				
5 半導体関連企業への工業用水供給に係る新規給水可能性調査	<p>1 事業目的 TSMC進出に伴う半導体関連企業の立地が一層加速していることから、地下水保全の実現及び未利用水の活用を通じた収益確保による経営基盤の強化につなげるため、設備の基本設計や採算性等を調査するもの。</p> <p>2 事業概要 ・ 事業費 約52百万円（工業用水道事業会計） ・ 事業内容 未利用水の活用に向け、設備の基本設計（基本構想案作成）や採算性等を調査する。 ・ 事業期間 令和5年度</p> <p>3 調査内容 ・ 菊池台地用水農業用パイプラインを活用した送水可能量等 ・ 浄水場等の概算工事費 ・ 事業の採算性 等</p>			(支出) 52,299	

## 令和5年度当初予算総括表

労働委員会

(単位：千円)

目 名	本 年 度 予 算 額 (A)	前 年 度 予 算 額 (B)	比 較 増 減 (A)－(B)	本年度予算額の財源内訳			一 般 財 源	説 明
				特 定 財 源				
				国庫支出金	地方債	その他		
委 員 会 費	27,921	26,856	1,065				27,921	
委員報酬	27,921	26,856	1,065				27,921	委員報酬 15人
事 務 局 費	83,832	65,993	17,839				83,832	
職員給与費	78,504	60,665	17,839				78,504	職員給与費
運営費	5,328	5,328	0				5,328	1 事務費 1,310 2 委員会議費 380 3 審査・調整等事業費 621 4 連絡会議費、調査・研修費 3,017
計	111,753	92,849	18,904				111,753	

## 令和5年度主要事業及び新規事業

労働委員会

(単位：千円)

項 目	説 明	予 算 額	備 考
1 不当労働行為事件の 審査	使用者が、労働組合法第7条で禁止されている①組合員の不利益取扱い、②団体交渉拒否、③組合に対する支配介入等を行った場合に、労働組合又は労働者個人からの申立てに基づいて審査し、救済命令（又は棄却命令）を発する。 和解による解決を図ることもある。	2,104	
2 労働争議の調整	労働組合と使用者との紛争を当事者間で自主的に解決できないとき、労働関係調整法に基づき、当事者の申請等によりあっせん（又は調停、仲裁）を行う。	572	
3 個別労働関係紛争の あっせん	労働者個人と使用者との紛争を当事者間で自主的に解決できないとき、知事が定めた「熊本県個別労働関係紛争のあっせんに関する規則」に基づき、当事者の申請によりあっせんを行う。	2,078	